**大都市制度（特別区設置）協議会**

≪第１８回議事録≫

■日　時：平成３１年１月１１日(金)　１３：３１～１６：０９

■場　所：大阪府庁　大阪府議会　第２委員会室

■出席者：今井豊会長、松井一郎委員、吉村洋文委員、岩木均委員、河崎大樹委員、

（名簿順）横山英幸委員、花谷充愉委員、みつぎ浩明委員、杉本太平委員、

　　　　　八重樫善幸委員、中村広美委員、角谷庄一委員、山下昌彦委員、

　　　　　藤田あきら委員、德田勝委員、黒田當士委員、川嶋広稔委員、

　　　　　土岐恭生委員、山田正和委員、山中智子委員

（今井会長）

　定刻となりましたので、第18回大都市制度（特別区設置）協議会を開催いたします。

　定足数の確認ですが、本日は２分の１以上の委員にご出席していただいておりますので、協議会規約第６条第４項に基づく定足数に達し、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

　本日の協議については、前回の法定協議会において報告のあった特別区の職員体制と財政調整に関する資料及び素案をはじめ、これまで事務局より提出のあった資料並びにこれまでの協議全般に関して、事務局質疑を行うことといたしております。

　事務局質疑に当たっては、代表者会議でも全て出し切ってほしいとお願いしており、本日の質疑時間は計４時間の枠内での配分としております。維新78分、自民60分、公明54分、共産36分の範囲内で、この順番により行っていただきます。

　時間が限られておりますので、着座したまま発言することとし、適宜資料等を使って質疑を行っていただくことで進めたいと思います。

　なお、発言される場合は、多くの府民の皆様方が視聴されているインターネット配信をしている関係から、まず挙手をしていただき、私が指名してからマイクを通してご発言いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

　事務局におきましては、挙手し、氏名、職名を名乗った上、着座したままご発言いただければと思います。

　それでは、維新、横山委員、お願いいたします。

（横山委員）

　大阪維新の会の横山です。新たに提出された資料について順次伺ってまいります。資料１が財政調整制度で、資料２が組織体制ということで、私のほうからは資料１の財政調整制度の資料について順次伺ってまいります。

　財政調整の資料は、府に移管される事務についての財源の考え方を示すべきとの協議会の意見を受けて作成されたものと認識しています。まず基本的なことを伺います。素案の設計において、大阪市の事務と財源はどのような考え方で特別区と大阪府に配分されるのか伺います。

（今井会長）

　芦原課長。

（事務局：芦原財政調整担当課長）

　お答え申し上げます。

　特別区素案におきましては、現在、大阪市が担っている機能のうち、広域機能を大阪府へ一元化、基礎自治機能を特別区が担うという役割分担の徹底によりまして、大阪の成長を実現するとともに、成長の果実をもとにした豊かな住民生活を実現するということを基本方針としております。

　この基本方針に沿いまして、大阪市が行っている事務につきましては、サービスを低下させないよう、特別区と大阪府それぞれに適正に承継するとしております。

　また、大阪市の税や地方交付税等の財源につきましては、現在実施している住民サービスを適切に提供できるよう、特別区と大阪府の事務分担に応じて配分するよう設計しているところでございます。

　以上でございます。

（今井会長）

　横山委員。

（横山委員）

　現在、大阪市が現に担っている事務を分けて、それに係る財源を配分するという理にかなったわかりやすい考え方となっております。また、大阪市が行っている事務については、そのサービスを低下させないよう、特別区と大阪府それぞれに適正に承継することとしているとのことです。大阪市の特性ある充実したサービスも適正に引き継がれることとなり、住民の皆様もご安心いただけるところかと考えます。

　では次に、新資料、財政調整の３ページに記載があるところですが、前々回の法定協で例示として出されました東京の議論の資料でございます。この東京の資料は一体どのような経緯でつくられたものなのか伺います。

（今井会長）

　芦原課長。

（事務局：芦原財政調整担当課長）

　お答えします。

　お尋ねの資料でございますが、特別区が都の内部団体的な性格のものとされて、都が基礎自治体の性格をあわせ持つとされてきた歴史的経過の中で、平成12年の改正自治法施行によって都と特別区の位置づけを明確にされたものを契機としまして協議された際に、作成されたものと認識をしております。

　具体的には、従来東京都が行っておりました事務のうち、どの範囲までをもとに留保された市町村財源を充てるかにつきまして、主張の異なる都と特別区の両者の意見を併記して整理されているところでございます。

　なお、当時行われました三位一体改革の影響等も考慮した上で、平成19年度より特別区へ交付する配分割合が52％から55％に引き上げられまして、財源配分上の課題は一定整理されたものと考えております。

（今井会長）

　横山委員。

（横山委員）

　ありがとうございます。東京では歴史的な経過から基礎自治機能も東京都が担ってきたところです。その経過の中で、それぞれの自治体がどの範囲までやるべきか、どの範囲まで市町村財源を充当すべきかという議論になることは、これは当然かと思います。現在の大阪における府市再編の議論と、東京の過去の議論は、その歴史的経緯を全く異にするものでありまして、これを同じ議論の俎上で議論することは決して建設的な議論ではないと考えております。

　こうした中、府に移管される事務のうち、大都市特例事務や任意事務として行われている広域事務については、財政調整制度の外に置くべき、要は府税でみずから担うべきだというご意見がありますが、これはどのような認識でしょうか。

（今井会長）

　芦原課長。

（事務局：芦原財政調整担当課長）

　現在、大阪市が担っております事務は、市域の税収力を生かして、市域の発展を通じ、市民福祉の向上に資するという判断をしながら、大都市地域における市町村事務として実施しているものでございます。特別区が設置され、事務の担い手がかわった場合でも、事務の趣旨、目的が変わるものではないと考えております。

　こうした考えのもと、大阪府が引き継ぐ事務に係る財源は、大阪府に移転配分される財政調整財源などを充てることによって、特別区と大阪府の双方が現行の住民サービスを適切に提供できるようにするというのが素案の考え方でございます。

　国の地方制度調査会答申、平成25年のものでございますけれども、そこにおきましても、現在指定都市が処理している任意事務についても、道府県と特別区の間の事務分担に応じた財源上の配慮が必要とされているところでございます。

　以上です。

（今井会長）

　横山委員。

（横山委員）

　ありがとうございます。府に移管される事務について、一般市や中核市の区域では、府税が充てられているから、政令市でなくなる以上は、特別区の区域でも同様に府税を充てるようにすべきというご主張もあります。一般市・中核市と、政令市、とりわけ特別区設置法の適用対象となる人口200万人以上の大都市とでは、都市としての機能も違えば、経済活動の規模、税収構造、行政需要の内容も大きく異なります。都区制度はそのような都市の状況に合わせた大都市制度です。当然ですが、今の大阪市域が特別区移行をもって大都市地域ではなくなるということは、これはあり得ず、大都市地域の市だからこそ対応すべき行政需要は変わりません。

　そのような中で、きめ細やかな基礎自治体を設ける一方、市域一体的・統一的に行うべき事務は、本来担うべき市にかわって都が行うという仕組みが都区制度です。したがって、一般市・中核市と同列に財源のあり方を論ずることは、実態に即した議論とは到底言えません。現在の素案における財政調整の考え方こそが合理的なものです。丁寧に説明すれば、住民の皆様のご理解も十分得られるものと考えております。

　同様に、府に移管された広域事務に府税を充てるべきだとする主張の裏返しで、特別区の区民が二重負担になるというご意見もあります。こうした広域事務に関する財政調整をめぐる議論に対してどのような認識なのか、事務局に伺います。

（今井会長）

　芦原課長。

（事務局：芦原財政調整担当課長）

　お答えします。

　現在、大阪府は府域全体、大阪市は市域全体の発展という観点から、それぞれの財政負担のもとで広域的な役割を担っているところでございます。

　特別区設置後は、市域の発展といった観点で大阪市が実施している広域的な事務を府に承継いたしまして、これに対応して必要な財源を大阪府に配分するという制度設計を行っているものでございます。その際、事業の担い手が変わるものの、負担の観点などが変わるものではなく、二重に負担するということになるものではないと考えております。

　また、納税者である大阪市民の方から見られても、納税先が変わるということはございますが、大阪市に負担している税額と特別区の区民として特別区及び大阪府に負担することになる税額に変わりはございませんで、基礎自治機能については特別区、広域機能については大阪府が責任を果たしていくこととなります。

　こうした点が住民から理解されやすいよう、特別区素案において、大阪府に配分された財源は、現在、大阪市が担っている広域的な役割を果たすための事業に充当することでありますとか、その充当状況等について、大阪府・特別区協議会で毎年度検証することなど、財政調整制度の制度運用の透明性の確保についてお示しをしているところでございます。

　以上です。

（今井会長）

　横山委員。

（横山委員）

　これも二重負担という表現を用いて、あたかも特別区になると負担が増えるかのように印象づけるための、私は根拠のない主張と考えております。現在、大阪市が行っている広域的な事務を府に承継し、その財源を府に配分するという理にかなったわかりやすい制度設計となっています。こういった印象操作に惑わされることなく、負担の観点が変わらないこと、二重負担になるものではないこと、透明性の確保のためさまざまな仕組みを設けていることについても住民の皆様にきちんとご理解いただけるよう説明を尽くしていくことが大変重要だと考えております。

　引き続きまして、追加資料以外についても数点伺ってまいります。素案について。素案をはじめとする資料等については、事務局質疑を十分こなしており、次回からは委員間協議に入るべきだと考えておりますが、事務局質疑のまとめとして、特にポイントとなる点について、確認の意味で振り返りたいと思います。

　まず、松井知事、吉村市長のもと、Ｇ20に続き万博開催が決まりました。停滞していた交通インフラの議論もここ数年検討が大きく進んでいるところです。松井知事、吉村市長のもと、府市の連携が成果を上げており、大都市制度改革の必要性はないという意見もあるようですが、広域行政に関して、特別区の設置にどういう意義があるのか、事務局に確認いたします。

（今井会長）

　榎下課長。

（事務局：榎下制度企画担当課長）

　広域行政について、かつては府と市がそれぞれの考え方に基づいて取り組んだ結果、大阪の強みを十分に生かせないといった状況があったと認識しています。現在は、知事、市長、府市の各部局間の協議連携が進み、戦略の一本化や二重行政の解消が一定進んでおります。今後、都市機能をさらに強化していくための都市インフラの整備や、成長戦略に基づく施策などを進め、副首都・大阪を確立し、持続的な発展を実現するためには、中長期にわたる継続的な連携が必要となります。戦略の一本化や二重行政の解消に向けた取組みを府市連携により進めるのではなく、将来にわたり制度的に担保できることが特別区設置による広域行政の一元化の意義と考えています。

　以上です。

（今井会長）

　横山委員。

（横山委員）

　松井知事、吉村市長の意思統一により広域行政が大阪全体で進んでいる現在の状況は、過去のそれから考えると奇跡とも言うべき状況かと考えます。広域の一元化で大阪の可能性が最大限生かされると、ここまで大阪は大きく変わるのかと、この数年は改めてこの大阪というまちのポテンシャルを誇らしく思います。

　特別区の設置により、広域行政による二重行政のロス、非効率さが永遠に解消されることとなります。今の大阪の成長を未来にわたって恒久的なものにするためにも、府市再編、特別区設置は非常に、大いに意義のあるものと考えております。

　次に、基礎自治面から特別区設置の意義を確認します。大阪市では現在、区シティマネージャー制度の導入や区政会議の設置により、地域のニーズに対応してこられております。こうした市役所内分権の仕組みと特別区の設置とではどのような違いがあるのか伺います。

（今井会長）

　榎下課長。

（事務局：榎下制度企画担当課長）

　大阪市におきましては、大半の施策、予算配分の優先づけなどにつきまして、予算編成や条例提案の権限を持つ市長が、270万人の市全体を見渡しながら市政運営を行っておりまして、区長は市の事務のうち区内の基礎自治に関する事務の一部を分掌しております。区長の権限強化に関する取組みを積極的に行ってはいるものの、区長は施策や事業の一部について判断しているという状況でございます。

　一方、特別区におきましては、選挙で選ばれる区長と区議会のもと、より地域の実情や住民ニーズを把握しながら、区の施策全般について予算、条例を含め決定を行い、現在の大阪市よりも住民に身近な単位で住民サービスを最適化できるというふうに考えております。

（今井会長）

　横山委員。

（横山委員）

　現在の大阪市よりも住民に身近な単位で住民サービスを最適化できるということです。総合区制度では、公選区長、区議会による住民自治の拡充は実現できず、自治の最適化は特別区でないと達成できないものです。この点は大都市制度の経済効果算出においても、総合区、特別区の大きな差の決め手となる点でありました。適正規模の自治体として再編されることで、いわゆる混雑コストが解消され、生まれた財源をまた住民サービスに投資し、より充実した住民サービスが叶います。市役所内分権と特別区設置では、その意義、効果において大きな差があることがこの間の議論で明確になったところです。

　さて、次に、サービス維持のための財政面の保証について伺います。大阪市では、幼児教育の無償化や子ども医療費助成、塾代助成をはじめとした独自の住民サービスを行っておられます。素案には、住民サービスの維持に努める方針が明記されていますが、財政面ではどのように手当てされているのかお伺いします。

（今井会長）

　芦原課長。

（事務局：芦原財政調整担当課長）

　財政調整財源の配分割合につきましては、事務分担案に基づいて、特別区と大阪府の事務別に、所要一般財源を決算ベースで積み上げることにより定めることとしております。お示しのような特別区が実施することとなる独自事業の財源につきましては、特別区に配分されることとなります。

　なお、特別区の財政運営が将来的に成り立つかを協議いただくための参考資料としまして、財政シミュレーションをお示ししております。その試算のベースとしている市の財政収支概算、粗い試算には、お示しの独自事業が平成30年度当初予算を基本に一定の前提条件を置いた上で織り込まれているところでございます。

　以上でございます。

（今井会長）

　横山委員。

（横山委員）

　住民サービスを適正に承継し、地域の状況やニーズを踏まえながら、内容の水準や維持にも努めることも明記され、必要な財源が保証されることが確認できました。

　次に、コストについて伺います。これまで、特別区の設置に係るコストのうち大きな割合を占める庁舎整備に関する経費について、法定協議会での議論も踏まえ、事務局から、特別区素案だけではなく、総合庁舎案、官房庁舎案といった複数のパターンが示されてきたところです。ただし、事務局からは、いずれの案についても一定の前提条件のもとで試算したものであり、金額は確定したものではなく、幅を持って見る必要があるとの説明がなされています。我が会派からは、例えば１人当たり執務室面積を、世間の相場とかけ離れた20㎡とするのではなく、もっと縮小できるはずといったことをはじめ、ほかにも大阪市の保有地の活用、ホテル等の集客施設との合築、ＰＦＩの導入など、さまざまな創意工夫によりコスト縮減は可能であるということを申し述べてまいりました。現時点での試算は、一定の前提を置いた上でのものと理解しておりますが、今後、特別区の設置に向け具体的な検討を進めていくに当たっては、コスト抑制の観点からどのような手段をとり得るのか、改めて検討が必要であると考えます。事務局としてはこの点どのように認識されておられますか。

（今井会長）

　松山課長。

（事務局：松山戦略調整担当課長）

　庁舎整備につきましては、特別区の設置が決定した後、迅速に、より詳細な検討を行うこととしております。中でも委員ご指摘のコスト抑制の観点につきましては、本庁舎の整備場所の選定に向けた市保有地の調査、庁舎としての活用可能な面積の確定に向けた市保有庁舎の活用状況等の調査、民間活力の導入など、効果的、効率的な庁舎整備に向けた最適な事業手法の検討など、必要に応じて各部局と緊密に連携を深め、丁寧な取組みが必要と認識しておりまして、設置準備期間中に進めていくこととしております。

（今井会長）

　横山委員。

（横山委員）

　現在提示されている特別区設置に係るコストについては、あくまで一定の前提を置いた試算として理解しています。実際のコストは、さきに申し述べた点等の検討次第で十分削減可能なものと考えています。

　最後に、総合区、特別区それぞれの設置に係る法律上の手続について、制度案の作成主体と、自治体としての意思決定の手続を確認したいと思います。よろしくお願いします。

（今井会長）

　榎下課長。

（事務局：榎下制度企画担当課長）

　総合区につきましては、条例で設置することとされております。このため、市長が制度案を検討して条例案を作成し、市会において議決されることにより設置が決定されるという手続になります。

　特別区につきましては、本協議会におきまして制度案を検討し、協定書を作成いただきまして、府市両議会の承認を得た後、住民投票における賛成多数で特別区の設置が決定されるという手続になります。

　以上です。

（今井会長）

　横山委員。

（横山委員）

　ありがとうございます。特に特別区の設置について、この協議会において制度案を検討し、協定書を作成とお答えいただきました。これが最も重要な点だと思っております。あくまでこの協議会では特別区の素案を検討してまとめていくものでございます。これは再三にわたり申し上げておりますが、法定協議会における議論は府議会、市会の議会審議とは異なります。それぞれの会派からそれぞれの主張に基づき、事務局に素案の修正の判断を迫るものではありません。委員間協議を経て、協議会としての意見をもとに事務局が調整する。委員間での協議を一刻も早く始め、制度案を固めるべきだと考えております。

　以上で私からの質問を終わります。

（今井会長）

　続いて、維新、藤田委員、お願いします。

（藤田委員）

　私のほうからは、資料２、組織体制について質疑をさせていただきたいと思います。

　まず初めに、確認の質疑にはなるんですが、今回新たに事業所・課別の職員数が示されておりますが、職員総数の算定の考え方をもう一度確認させていただきたいのと、さらには事業所別職員数の算定の考え方について確認をさせてください。

（今井会長）

　世古口課長。

（事務局：世古口組織体制担当課長）

　お答えいたします。

　特別区の職員数につきましては、特別区が担う中核市並みの権限を踏まえまして、近隣中核市６市を参考に、人口と自治体の職員総数との間に見られる高い相関関係から、各特別区の人口に応じた職員数を算定しております。さらには、中核市権限を上回る事務や、大阪市の特性を加算して、各特別区の職員総数を算定しております。

　各特別区の職員総数を、大阪市の特性が反映された現在の組織別構成比を基本に配分し、課・事業所別職員数を算定しております。

　以上です。

（今井会長）

　藤田委員。

（藤田委員）

　ありがとうございます。今回、組織機構、それから課・事業所別職員数ということで出していただきました。それがこのずらっとなってる表ですけれども、今回はイメージではなく原案ということに名称が変わっております。これまでの資料と何がどう変わったのかという点をかいつまんでご説明いただきたいのと、さらには原案とした考え方を教えていただけますでしょうか。

（今井会長）

　世古口課長。

（事務局：世古口組織体制担当課長）

　お答えいたします。

　素案では、各特別区の職員総数についてご議論いただくべく資料を作成し、組織機構や各部署の職員数は各局と協議をしながら、設置準備期間中に定めていくこととしておりました。このため、部の編成と部局別職員数をイメージとしてお示ししたところ、イメージではわかりにくいというご意見をいただいたところから、今回、人事室の意見も踏まえながら、より踏み込んだ具体的な内容を織り込み、副首都推進局作成の原案としてお示しすることとしました。あわせまして、前提とします人員マネジメントと特別区の組織体制の構築に向けました全体プロセスを提示いたしました。

　変更を加えた点は大きく３点ございまして、１点目は、本庁では部のもとの課、事業所では特別区それぞれに設置する保健所、子ども相談センター、工営所、公園事務所などの事業所、さらに特定の特別区のみに設置する土地区画整理事務所や食品衛生検査所などという事業所も盛り込んだ、特別区ごとに異なる組織機構の全体を立案したこと。２点目は、部より細かい課・事業所の単位までの職員数を算定したこと。３点目は、その算定に際し各部署の特性や特別区間の行政需要の差異を現時点で可能な範囲で反映したことでございます。こうしたことから、特別区ごとに異なる具体的な組織機構、課・事業所別職員数を求め、設置準備期間中に行う、全庁を挙げた本格的な準備業務のもととなる原案として位置づけております。

　以上でございます。

（今井会長）

　藤田委員。

（藤田委員）

　ありがとうございます。今のご説明の中で人事室の意見も参考にしながらということがございました。手元に、人事室の意見はどういうものが出てきたのかなということで資料をいただいております。これを見ますと、特別区ごとに業務遂行や市民サービスを維持するための体制が確保されているかといった観点から、人事室の感覚で意見を述べるということで、ただし書きがありまして、あくまで上記の観点から粗く意見するものであり、精緻な検証を行ったものではないというふうに書かれております。この中で、特別区に際しどの程度業務効率化の余地があるのかは所属で判断されるものであるため、現行の業務をベースにして検証を行ったということで、内容を見ると、確かになるほどなと思うようなことが書かれてあるんですけれども、この人数ではちょっと業務遂行に問題があるんじゃないかというような懸念も示されております。この資料を見ると、あたかもこの資料の人数ではだめですよというふうに見えるんですが、ここで確認をさせていただきます。この人事室の意見というのは、前回出していただいた組織体制の資料に対するご意見なんでしょうか。確認させてください。

（今井会長）

　世古口課長。

（事務局：世古口組織体制担当課長）

　お答えいたします。

　作成に当たりましては、あらかじめ第14回大都市制度（特別区設置）協議会に提出いたしました組織体制、部局別職員数を課別に整理した資料等につきまして、大阪市人事室のほうに意見を求めまして、その意見を考慮した上で今回の資料を作成したものでございます。

　以上でございます。

（今井会長）

　藤田委員。

（藤田委員）

　ありがとうございます。今のご説明ちょっとわかりにくかったかもしれませんが、この資料をつくる際の、今日のこの資料ですね、組織体制、資料２というこれをつくるためのたたき台の資料がありまして、素案ですね、これを人事室に照会したところ、この組織体制に対する人事室意見というものが出されて、これを踏まえてできたものが今日の机の上にある組織体制、資料２ということになっておるという時系列の整理でございました。加えて申し上げますけれども、先ほども読ませていただきましたが、この資料についてはこれで十分な運営ができるのかという観点で精査をされておりまして、逆にいいますと必要最小限かどうかという観点は含まれておりません。あくまでも足りるかどうかということであって、多過ぎるかどうかという観点は含まれていないことは強調させていただきたいというふうに思います。この点については後ほど確認をさせていただきたいというふうに思っております。

　続いての質問に移りたいんですが、今回の資料策定に当たって人員マネジメントの考え方を前提にしているという文言が再三出てまいりますが、資料作成に当たって前提としました人員マネジメントの考え方、ここをもう少し深く教えていただけますでしょうか。

（今井会長）

　世古口課長。

（事務局：世古口組織体制担当課長）

　お答えいたします。

　人員マネジメントとは、住民サービスの維持向上を図りつつ、目標とする職員総数の範囲内で人的資源の最適配分を追求し、職員配置を決定するという考え方でございます。大阪市でも、市長の人員マネジメントにより、毎年度、業務執行のあり方全般を見直し、既存の職員配置全体を精査するなどして、人的資源の最適配分が行われております。

　現実の職員配置では、事務事業ごとに想定した業務量や従事人員を定量的に積み上げて各課、各局の職員配置を決定していくことは行っておらず、各局の自律的なマネジメントを発揮しつつ、児童虐待防止の体制強化などの増員につきましては、全市的な観点から業務執行体制の確保を行い、毎年度、職員配置を決定しているところでございます。

　以上でございます。

（今井会長）

　藤田委員。

（藤田委員）

　ちょっと今の答弁のところについて再質問というか再確認をさせていただきたいんですが、今ご説明いただいた人員マネジメントの考え方というのは、現在の大阪市の考え方と何か違いがあるんでしょうか。

（今井会長）

　世古口課長。

（事務局：世古口組織体制担当課長）

　お答えします。

　目標とする職員総数の設定、各局との綿密な協議、業務執行のあり方全般についての見直しなど、人的資源の最適配分を追求するという人員マネジメントの考え方につきましては、差異はないと考えております。

　以上です。

（今井会長）

　藤田委員。

（藤田委員）

　今のところ非常に重要だと思うんですよね。我々が再三、横山委員からもありましたように、委員間協議を求めるのはまさにここであります。今回の資料の位置づけも、前回の素案の位置づけもそうですが、この職員体制というのはまさに人員マネジメントの考え方に基づいて適正な職員数を割り出しているということになるんですが、一部、そうではない考え方の会派の方からは、積み上げ式で出してくれということが要求をされておったかのように記憶をしております。ここはお互いに事務局についてどちらの考え方が正しいのかと言っても、事務局で答弁することはできないと考えておりますので、早急にこれは委員間で協議をすべきかなというふうには考えておるんですが、本日のところは事務局質疑ということなので、このまま質疑を続けさせていただきたいと考えております。

　次に、先ほどありましたもう一つの考え方、仮に積み上げ方式ということで、全ての事務事業ごとに、確認ですけれども、大阪市でもこの考え方は採用していないということなんですが、各局によって全ての事務事業ごとに必要とする職員数を積み上げようとすれば、これ自体も非常に全庁的に大変な労力と時間、あるいは各局にも手間をかけることになると思いますので、その作業自体に時間コストの意識も余りないんじゃないかなと思っているのですが、もし仮にこれを現時点でやったとして、積み上げて出てきた数字というのは、市民サービスを維持するために必要最小限には私はならないんじゃないのかなと思っているんですが、局の認識はいかがでしょうか。

（今井会長）

　世古口課長。

（事務局：世古口組織体制担当課長）

　お答えいたします。

　各局からの人員要求につきましては、一般的に円滑な業務執行のため、できるだけ職員数を確保したいという意向が働き、多くなる傾向にございます。全ての事務事業ごとの職員数を積み上げることは現実的には困難と考えておりますが、仮に人員マネジメントの考え方に基づかず、全ての事務事業ごとに職員数を積み上げたとしますと、必要最小限を超えた職員数になる可能性が考えられるところでございます。

　以上です。

（今井会長）

　藤田委員。

（藤田委員）

　今ありましたように、積み上げていくと、それはそうですよね。誰でも私の部署削っていいですよなんてことは言わないので、結果的には必要最小限、マネジメントのきいた状態を超えた、過剰な職員配置の数が出てくるんじゃないのかなというのは危惧するところであります。それらの人件費というのは、もちろん原資が税金でございますので、市民、府民の方に対して本当にそういう考え方でいいのかなというのは少し疑問に思うところであります。

　ここでちょっと資料を見ていただきたいんですが、資料２、組織体制というところの、仮に第一区としますと、組織・課別－12というところになろうかと思うんですが、実際に組織の図がありまして、人数がばらばらと出ております。この中で、先ほどの人事室の意見に戻りたいんですけれども、ここでは集約効果が、今大阪市の中で発生してるものは、分散させたらそのとおり４分の１にはなりませんよということで、もう少し職員数が必要なんじゃないですかというところも指摘されておりますが、一方で、先ほどちょっとフックをかけるような質疑をしましたが、この組織の中で総務企画課というところが、区民部、産業文化部、福祉部、健康部、こども部と、全ての部に総務企画課というのが張りついております。こういったものは、大阪市ほどの規模であればそうなのかなとは思うんですが、特別区の規模になったときに、本当に全ての部門の中に総務企画課が必要なのかな、これ集約できないのかなとか、そういうざっと見た感じでも集約できそうなところは一方であるわけですが、そういったところは、人事室の意見の中には、求められる範疇にないということで、意見には付されておりません。

　さらに加えて申し上げますと、先ほど局からも答弁あったように、仮に現時点で、困難とは考えているというご答弁でしたが、全ての職員数を事務事業ごとに積み上げて出した数字が、まず１つ目には、それって本当に最適な数字なのかなというところに疑義が残るというのが１つと、さらに、この後の質疑で明らかにしようと思っておりますが、移行期間中に変動するさまざまな要因に適正に補正をかけていかないといけないということで、その数字を出したところで、それが何ら最終的な特別区の人数に整合性がないんじゃないのかなというところで、そこまで時間コストをかけるべきなのかなというのは我々会派としては思っているところでございます。

　ここまで、組織、人員マネジメントの考え方、そして組織の人数の組み方について質疑をしてきましたが、次のテーマとして、今日２つテーマ質疑しようと思ってましたが、先ほど申し上げました設置準備期間中の作業についてお伺いをしていきたいなというふうに思っております。

　この原案の資料の中の１ページ目、表紙の裏ですけれども、一番最後の黒ひし形ですね、具体の職員配置については設置移行期間中に決定していくことを想定しているというような内容が書いております。ここでお聞きしたいんですけれども、具体の組織体制については設置準備期間中ということですが、この具体的な作業のイメージを確認させてください。

（今井会長）

　世古口課長。

（事務局：世古口組織体制担当課長）

　お答えいたします。

　設置準備期間中の具体的な作業イメージとしましては、今回作成しました原案をもとに、児童虐待防止の体制強化をはじめ、特別区設置までの情勢の変化などを総合的に勘案しながら、最終的には市長のマネジメントにより各特別区の職員総数を決定することとなります。その後、部課制、事業所の位置づけ、ポストの考え方も整理しつつ、各特別区の組織機構を決定し、ポストや職種なども含めまして、各特別区の課・事業所別の具体の職員配置計画を、各局との綿密な協議とともに決定していくことになります。

　以上でございます。

（今井会長）

　藤田委員。

（藤田委員）

　ありがとうございます。ここにも１つ大きな議論のテーマがございまして、せっかくここで素案というか原案として固めた人数を、設置移行期間中にさらに精査して変動が生じるということで、あたかも、ともすれば何かここで決めたものが全く効力を発揮せずに、移行期間中に全く違うような人数が出てくると。500人も600人も増える可能性があるんじゃないかというような見え方をするというふうに印象を受ける方がいるということで、私も聞いております。

　そこで聞きたいんですけれども、先ほど答弁いただいた各局との綿密な協議、これによって今回の原案の総数というのが大きく変動するようなことはあり得るんでしょうか。局の見解をお願いします。

（今井会長）

　世古口課長。

（事務局：世古口組織体制担当課長）

　お答えいたします。

　特別区の職員総数は、特別区設置までの情勢の変化などを総合的に勘案しながら、最終的には市長により決定されます。その上で、人員マネジメントの観点から、その職員総数をもとに具体の職員配置を決定していくものであり、情勢の変化などの影響を除きますと、大きく変動するとは考えておりません。

　以上でございます。

（今井会長）

　藤田委員。

（藤田委員）

　ありがとうございます。今の答弁で、情勢の変化などを除けばという部分だけを切り取って、ほら見ろ、情勢が変化したら大きく変わるんやないかというふうに言いたくなってしまうんですが、それは大阪市であろうと、仮に総合区になった場合であろうと同じですので、その部分の議論というのは横に置いておけるのかなというふうに考えております。その分を抜きますと、この原案から大きく動くということは考えていない。それがまさに人員マネジメントであるというふうに理解をいたしました。

　次の質問に移ります。実際に、先ほど答弁いただきましたような人員マネジメント、これをやって、大阪市の例で結構ですので、人事室と各局の調整というのはどういうふうに進めていっているのかというのを、もう少し具体に教えていただけますでしょうか。

（今井会長）

　世古口課長。

（事務局：世古口組織体制担当課長）

　お答えいたします。

　目標として設定いたしました職員総数のもと、例えば児童虐待防止の体制強化など全市的な観点での必要な増員につきましては、人事室と各局で調整を行い、あわせましてこの増員に対応できるよう、各局にシーリングを設定した上で、各局による自律的なマネジメントを実施することとしております。

　以上でございます。

（今井会長）

　藤田委員。

（藤田委員）

　ありがとうございます。まさに今の答弁の部分が人員マネジメントということなんでございますが、先ほどもあったように、この資料でいう総務企画部門なんて本当にこんなに要るのかなというところ、あるいは人事室の意見のように、ここは足りないんじゃないですかと指摘されてる部分について、やりくりをしていくというような発想だと思っております。

　１つここで心配になるというか、不安に思われる方がいるかもわからないので聞いておきたいんですが、各局にシーリングをするということなんですよね。これによって、本来必要な分の人数が削られてしまうんじゃないかなというふうに誤解をされる方がいるかもわかりませんが、ここを実行していくに当たって、大阪市でも同じようなやり方をしているということを先ほど確認をさせていただきました。これによって、例えばなんですけれども、先日も大阪市では福祉の分野のところに、各課のラインにシステム担当というのがついておったんですけれども、今般それはシステム関係は複数の課で一本化をさせたことによって要員の減を実現したというような実例もございまして、もちろんそれによって市民サービスが低下したということもございませんし、総数をあらかじめしっかりキャップをはめて、あるべき職員数を決めた上でマネジメントを発揮していくというような手法でもって人事マネジメントをコントロールしていくというのが、今回の発想でもそうですし、大阪市でも今現に行われてる手法ということを確認させていただきました。

　ここで最後の質問をしたいんですけれども、ここで資料の素案の組織体制の９という第３回に配付された資料、皆さんお手元のファイルの中に入っております。ちょっとごついんですけれども、３というタブ、９月29日ですね。この中に入っております組織というところの組織-９という図を見ていただきたいんですが、これは非常に重要な図だと思っておりまして、職員の総数を決めるに当たって参考にした中核市６市のグラフが出ております。職員数と人口の相関関係を示したグラフなんですが、このグラフの中の白のひし形で書かれている部分が参考とした近隣中核市ということになっております。このグラフの中に近似線という形で斜めの線が引かれておりまして、ここが大体人口と職員数の相関関係があるだろうということで、これをもとに、一番最初に人員マネジメントのもととなる職員総数を決めているという質疑を確認させていただきましたが、何を見てほしいかというと、この線よりはるかに下にあるひし形が１つ、２つ、３つぐらいあるんですよね。なので、我々議会の役割としては、さらにこの効率化されてる一番下のひし形、こういうところをめざしていくべきという議論をふだん我々は大阪市会でも大阪府議会でもやっておったんじゃなかったかなというふうに疑問に思っております。もちろん今回の人事室の意見で既に反映された部分もあるということですが、このままでは足りないですよというところに手当てをしていくというのは当然必要な発想なんですが、それと同じぐらい重要なことは、十分潤沢に職員がいればいいということではなくて、やはり最大効率を出していくということなんですね。今回は中核市６市の平均値をとったということで理解しておりますが、一番効率化されてるところをやはりめざすべきというふうに考えております。業務の効率化も組織体制に反映していって、本当にこの原案の職員総数、これで正しいのかなというのは少し疑問に思ったりもするんですが、この辺の考え方について局の見解をお伺いします。

（今井会長）

　世古口課長。

（事務局：世古口組織体制担当課長）

　お答えいたします。

　大阪市のサービスを適正に承継するという基本方針を前提としまして、設置準備期間中に各局と綿密な協議検討を行っていくに当たりましては、効率化の視点も踏まえながら、この原案をベースに体制を構築していくことになると考えております。

　以上でございます。

（今井会長）

　藤田委員。

（藤田委員）

　ありがとうございました。当たり前のことを聞いてすみませんでした。我々この法定協議会を聞いておりますと、何か安心のために職員数を膨らませればいいみたいな話に聞こえてしまうことがあるんです。これは私の誤解だったらすみませんけれども。我々議会人の立場としては、できるだけ効率的な行政運営をめざしていくということが必要だ、求められているというのは、恐らく多くの議員の皆さんにご賛同いただけるところじゃないかなと思っております。その上で、委員同士で活発な議論をしていきたいなというふうに思っておりますので、私の質疑、今回はこれで終わりますけれども、ぜひ委員の皆さんには委員間で協議したいということを申し伝えて、質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

（今井会長）

　次に、自民、花谷委員、お願いいたします。

（花谷委員）

　自民党の花谷でございます。急に招集されまして、自民党が60分だというのも今初めて聞きましたので、60分におさまるように頑張らせていただきます。

　今回事務局から新たに示されました職員体制の資料についてお伺いをいたします。

　法定協議会や議会での議論を振り返りますと、特別区素案の組織体制については、積み上げにより算定した部門別職員数を示すべきとの指摘や、資料要望がかなり以前から示されていました。これに対し事務局からは、職員数の積み上げは設置準備期間中に行うことが適切との答弁を繰り返してきたと記憶しています。今回なぜこの指摘に応じることにして、組織機構や課別職員数といった資料を追加で提示することにしたのですか。お答えください。

（今井会長）

　世古口課長。

（事務局：世古口組織体制担当課長）

　お答えいたします。

　組織機構及び課・事業所別職員数につきましては、本協議会におきまして、特別区の部局別職員数について、積み上げにより算定した資料を示すべきとの指摘があったことを踏まえまして、会長の指示に基づき、知事、市長とも相談の上、お示しをしたものでございます。

　以上でございます。

（今井会長）

　花谷委員。

（花谷委員）

　経過について聞いてるんではないんです。設置準備期間中に検討するというのであれば、なおさら資料を出す必要はないと思います。なぜ今回の資料を作成したのか、改めてお答えください。

（今井会長）

　世古口課長。

（事務局：世古口組織体制担当課長）

　組織体制に関する質疑を受けまして、会長からの指示に基づき、知事、市長とも相談の上、お示しをしたものでございます。これまでの資料では、イメージとして部の編成と部局別職員数を示したところでございますが、本資料につきましては特別区ごとの具体的な組織機構を示すとともに、人員マネジメントの考え方に沿って課・事業所別職員数を算定し、原案として位置づけたものでございまして、協議に資するものとして提出をさせていただいたところでございます。

　以上でございます。

（今井会長）

　花谷委員。

（花谷委員）

　結局、議論が思うように進展しないから、やむを得ず何か応じるそぶり、ふりをした、見せかけただけというふうに聞こえました。

　では伺いますけれども、今回新たに提示された職員体制や財政調整制度の資料はいつから作成作業を開始し、いつ完成させましたか。

（今井会長）

　榎下課長。

（事務局：榎下制度企画担当課長）

　今回お示しした資料でございますけれども、11月12日に開催されました第16回協議会、そして第22回代表者会議での議論を受けまして会長から指示がございまして、事務局において作業を開始したものです。事務局では、その次の協議会で報告できるよう作業を進めまして、12月13日に各委員に事前にお示しした上で、12月27日の第17回協議会で報告したものでございます。

　以上です。

（今井会長）

　花谷委員。

（花谷委員）

　今答弁がありましたけれども、この資料は、協議会委員には12月13日に事前提供がありました。つまり１カ月程度で、その気になれば、この程度の資料をすぐに作成できたということです。以前から協議会や議会で繰り返し求められていたにもかかわらず、事務局として何も対応してこなかったというのは極めて不誠実な対応だと感じています。法定協議会が設置されて１年半がたつにもかかわらず、何一つ決まったことはない。この間、特別区素案ありきで、反対意見や疑問点の指摘に対してそのような不誠実な対応しかしていないことからすれば、議論が進まないのはある意味当然のことだと思います。

　私たちはそもそも特別区設置に反対の立場ですので、今回示された資料が指摘や要望に沿うものになっているのかどうかは、制度設計の中身の議論を行っている皆さんでよく議論していただければよいと思っています。ただ、事務局からの説明を聞く限り、客観的に見ても疑問を感じざるを得ません。組織体制については、冒頭述べたように、積み上げにより算定した部門別職員数を示すべきとの指摘でした。しかし、今回示された資料では、特別区素案で示された総職員数をもとに課別の職員数を算出しており、事務事業ごとの積み上げになっているようには見えません。

　そこでお伺いします。今回示された組織体制の資料は、協議会で示された委員からの指摘、要望に応えられている代物と考えていますか。

（今井会長）

　世古口課長。

（事務局：世古口組織体制担当課長）

　お答えいたします。

　事務事業ごとに必要な職員数を定量的に積み上げることは、現実の職員配置では行っておらず、また、目標とする職員総数の範囲内で最適配分を追求する人員マネジメントの考え方にも沿わないことから、事務事業ごとの職員数の積み上げは行っておりません。本資料は、人員マネジメントの考え方に沿いまして、現時点で可能な範囲で作成したものであり、設置準備期間中に行う全庁を挙げた本格的な準備業務のもととなる原案と位置づけまして、協議に資する資料として提出をさせていただいたところでございます。

　以上でございます。

（今井会長）

　花谷委員。

（花谷委員）

　事務事業ごとの職員数の積み上げは行っていないが、協議に資する資料だという答弁です。積み上げを行っていないということは、委員からの指摘や要望に正面から答えていないということですよね。もう一度お答えください。

（今井会長）

　世古口課長。

（事務局：世古口組織体制担当課長）

　お答えいたします。

　組織体制に関する質疑を受けまして、会長からの指示に基づき、現時点で織り込める具体的な内容を検討した上で、知事、市長とも相談をさせていただいた上で、議論に資する資料として作成したものでございます。本内容につきましては、協議会においてご議論いただきたいというふうに考えております。

　以上でございます。

（今井会長）

　花谷委員。

（花谷委員）

　この資料が本当に指摘や要望に応えるものになってるかどうかは、指摘や要望を行っている皆さんによく確認していただけたらと思います。これはなってないと思いますけれども。

　では、今回示された職員体制や財政調整制度の資料について、委員から新たな資料作成の求めがあった場合、事務局としてはこれに応じるつもりはありますか。

（今井会長）

　榎下課長。

（事務局：榎下制度企画担当課長）

　今回の資料につきましては、会長の指示に基づいて、知事、市長とも相談の上作成したものでございまして、協議に資するものでありまして、本資料をもとにご議論いただきたいというふうに考えております。

　以上です。

（今井会長）

　花谷委員。

（花谷委員）

　事務局として誠実に対応して資料作成の求めに応じるつもりがあるのですかと聞いてるんです。もう一度お答えください。

（今井会長）

　手向局長。

（事務局：手向副首都推進局長）

　私ども事務局といたしましては、これまでもご質疑いただいた内容につきまして、対応できるものについては局内でよく検討の上対応させていただいたところでございます。今回の組織体制の資料につきましても、この前に一旦、第何回協議会やったかは忘れましたけれども、部門別の職員数という形で素案から進化させた形の資料を提出させていただきました。今回の資料につきまして、直接の積み上げは行っていないとしても、部別、かつイメージとなって、なかなかサービスが維持できるかどうかの検証しようがないというような議論をいただいたところでございますので、課別に具体の職員数を当て込む、それから特別区ごとに組織の形をつくるということで、機構の形をきっちり示すことによって、かつどういう業務をやってるかということも示すことによって、具体のイメージ。イメージじゃないですね。具体の検証作業をする場合に使えるような資料ということで出させていただいたところでございます。イメージから、私ども原案という形で、内容につきましても人事室の意見を踏まえた上で、踏み込んでつくらせていただいたものと考えております。

　今後、追加の資料が仮に必要ということでお求めいただいた場合につきましては、前回もそうですけれども、協議会運営をする会長がその中で、今後の協議日程の中でなおかつ必要と判断して、事務局に指示があった場合については対応していきたいというふうに考えております。

（今井会長）

　花谷委員。

（花谷委員）

　前提条件が多いですね。会長から指示があったりとか、スケジュールありきとか、そんなことを聞いてるんじゃないんですよ。新たに資料の請求があったら、誠意を持って出しますかと言うてるんですから。

（発言する者あり）ちょっと知事からあほかと言われましたけど、質問に答えていただけますか。

（今井会長）

　手向局長。

（事務局：手向副首都推進局長）

　私ども常に誠意を持って対応してるつもりです。

（今井会長）

　花谷委員。

（花谷委員）

　今の答弁を聞く限り、事務局ですら本当に議論を進めたいと思っているのかどうか疑問に感じざるを得ません。私たちは特別区設置に反対の立場なので、この場でこの資料の中身についてとやかく言うつもりはありませんけども、一刻も早くこの無駄な議論を終えるためにも、さらなる説明や資料の求めがあるのであれば、誠実にすぐ対応されたらどうかということを申し上げておきます。

　知事に、あほかというヤジはやめてくださいともお願いを申し上げておきます。

　ところで、特別区素案ありきで各会派からの指摘や要望に対して誠実な対応がなされることもなく、丁寧な議論が何も進展しない一方で、今日の協議会は会長の独断で開催通知が出され、開催が強行されるに至りました。協議会の開催回数だけを重ねて、あたかも十分な議論がなされていると言わんばかりの強引で恣意的な運営だと思います。

　前回の協議会終了後に開かれた代表者会議では、次回協議会の開催日時などについて各会派の意見が一致せず、結局、何一つ決まらないまま終了しました。そのため、市会日程なども踏まえて次回協議会の日程を再調整し、改めて代表者会議が開催されて、開催日時などが決定されるものだと思っていました。しかし、年明け早々の１月７日、突然事務局を通じまして４日後の１月11日に協議会を開催するとの通知があり、今日の協議会が強行されるに至りました。旧協定書をめぐる前回の法定協議会でも反対派の要請を無視するなど、強引な協議会運営が行われたことは記憶に新しいところです。今回の法定協議会もそれを思い起こさせる恣意的で強引な協議会運営になってきたと感じています。

　そこで、次に、法定協議会の議論の大前提となる協議会の運営のあり方について確認していきたいと思います。一昨年、今の法定協議会の規約案が府市両議会で議決される際、私たちはそもそも反対の立場でしたが、前回の法定協議会と同じ規約では、円滑な運営に懸念が生じるといった懸念が示され、結局、代表者会議に関する規定などが追加で盛り込まれて、法定協議会が設置されたと記憶しています。

　そこで、改めて確認しますが、協議会規約の第７条で、代表者会議に関する規定が盛り込まれた趣旨は何ですか。事務局にお伺いします。

（今井会長）

　榎下課長。

（事務局：榎下制度企画担当課長）

　協議会規約第７条第１項で、協議会を円滑に運営するため、協議会に代表者会議を置くというふうに規定されています。前の特別区設置協議会では、規約に基づかず任意に代表者会議を設置しておりましたけれども、本協議会では代表者会議の設置に関する規定を規約に設け、その位置づけを明確にしたものというふうに考えております。

（今井会長）

　花谷委員。

（花谷委員）

　円滑な協議会運営のため、代表者会議を置いたという答弁でした。今日の協議会は代表者会議で何も決まらなかったのに、会長が独断で開催決定を通知しました。果たして民主的で円滑な協議会運営と言えると考えてますか。事務局。

（今井会長）

　榎下課長。

（事務局：榎下制度企画担当課長）

　協議会規約第５条第３項では、会長は協議会の事務を掌理し、協議会を代表すると規定されております。また、同規約第６条第１項では、協議会の会議は会長が招集することが規定されております。こういった規定に基づきまして、特別区設置協定書の作成という協議会の目的に従い、その職務を果たすため、会長の権限と責任において判断されているものだと認識しております。

　以上です。

（今井会長）

　花谷委員。

（花谷委員）

　繰り返しますけれども、代表者会議では開催日時や議題など何一つ決まらず終了しました。にもかかわらず、会長権限を盾に代表者会議を再開することもなく、一方的に開催が強行されました。先ほども言いましたように、自民党60分ですよというのは今初めて聞きました。ですから、法定協議会を設置するときに懸念されていた恣意的な運営がまさに現実的になったものだと感じています。

　代表者会議設置規程第６条には、代表者会議の議事は、委員の意見を踏まえ、会長が決すると規定されています。今日の法定協議会が会長の独断で開催が強行されたことを考えると、代表者会議での委員の意見が踏まえられているとは到底思えませんが、事務局は委員の意見が踏まえられていると考えていますか。お伺いします。

（今井会長）

　榎下課長。

（事務局：榎下制度企画担当課長）

　代表者会議におけるご意見を会長がお聞きになられまして、その上で会長の職務を果たすため、会長の権限と責任において総合的に判断されたものだというふうに考えております。

（今井会長）

　花谷委員。

（花谷委員）

　先ほどと同じような答弁だという理解をしますが、今後会長が独断で協議会運営を進めることがないように、代表者会議設置規程を改正してはどうかと思いますが、事務局はいかがですか。

（今井会長）

　榎下課長。

（事務局：榎下制度企画担当課長）

　代表者会議設置規程についてですけれども、協議会規約の第７条第２項で、代表者会議の議事その他代表者会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定めると規定されております。この規定に基づき、会長において代表者会議設置規程を定められているところでございます。この規程の制定に当たりましては、府市両議会で協議会規約案の議決をいただく際、事務局案として各会派にご提示し、あわせて議論をされており、また第１回協議会でも各委員の意見をお聞きした上で定められたものです。代表者会議設置規程の改正につきましては、会長のご判断によるものだと考えております。

　以上です。

（今井会長）

　花谷委員。

（花谷委員）

　結局、会長が判断するということですね。すごい権限ですね、会長。

（今井会長）

　ありがとうございます。

（花谷委員）

　では、この会長が、独断で協議会運営を進めていった場合、私たち委員としては、協議会規約第５条第６項に基づき、過半数の委員をもって、知事、市長に対し、会長の解任を申し入れることができるとなっています。

　そこで伺いますけれども、この規定に基づき会長の解任申入れを行った場合、直ちに会長は解任されるということでよろしいですか。

（今井会長）

　榎下課長。

（事務局：榎下制度企画担当課長）

　会長の解任につきましては、選任権を持っておられる知事、市長の権限であるというふうに考えておりまして、委員からの申入れをもって直ちに解任の効果が生じるということではないというふうに考えております。

　以上です。

（今井会長）

　花谷委員。

（花谷委員）

　今の答弁では、過半数の委員をもって会長の解任申入れを行っても、結局、知事、市長が解任するかどうかを判断するということなんですね。もう一回、そこははっきりしてください。我々過半数で言っても、知事、市長が決めるということですか。

（今井会長）

　手向局長。

（事務局：手向副首都推進局長）

　答弁しましたように、権限としては知事、市長の権限であるというふうに思っておりますが、前回の協議会規約から今回の協議会規約にかけてこういう規定を盛り込んだということについては、そういう規約上新たに設けたという経過も踏まえた上で、申入れがあった場合は知事、市長が判断されるというふうに思っております。

（今井会長）

　花谷委員。

（花谷委員）

　どちらにしても、今、法定協議会の会長の選任権は、知事、市長が持っていると。会長の選任権は知事、市長が持っているという答弁でした。ちょっとここで資料を配付していただきたいと思います。事務局、ちょっと手伝ってください。

　今配付していただいてる資料は、昨年の12月26日に行われた知事の定例記者会見で配付された文書です。既に新聞、テレビで大きく報道されていますが、政党間で交わされたとされる、いわゆる密約文書です。この中には、皆さんご存じのとおり、今任期中に住民投票を実施することという文言があります。維新の皆さんは、常日ごろから密室でのやりとりを批判してきたと思いますが、その維新の皆さんが、法定協議会が設置される前に、どのような特別区の制度設計に仕上がるかもわからない段階で、密室で合意されていたというのは、まさに府民、市民不在の談合をされていたということであり、驚きとしか言いようがありません。

　事務局に伺いますけれども、このような談合、密約がなされていたことを知っていましたか。局長、いかがですか。

（松井委員）

　会長、これ事務局に聞く話じゃありません。

（今井会長）

　松井委員。

（松井委員）

　今回の法定協議会の質疑の内容と異なってはおりますが、花谷委員が、維新の会として合意文書を結んだことについてご質問がありましたので、これは公務員である事務局が答えられない話なので、私のほうから答えさせていただきたいと、こう思っております。

　まず、この合意文書は政党間の役割ですから……

（花谷委員）

　会長、ちょっと止めてや。知事に維新のこと聞いてるんちゃうねん。知っていたかって聞いてんねん。

（松井委員）

　いや、その質問自体がおかしい。だから…

（花谷委員）

　会長、止めてや、時間あらへんなる。

（松井委員）

　この合意文書を結んだ政党ですから…

（花谷委員）

　会長、止めな。会長、止めてや。

（松井委員）

　合意文書を結んだのが我々ですから、これ職員に相談をして結んだものではありません。

（花谷委員）

　会長、止めてや。ちょっと会長止めて。時間ない。

（松井委員）

　いやいや、質問そのものがおかしいのでね。事務局に聞くような話ではありません。事務局に何で聞くの。政党の話を公務員がどうやって答えられるの。だから事務局がするような話ではありません。

（今井会長）

　花谷委員。

（花谷委員）

　知事には聞いてません。局長に、このような談合、密約がなされていたことを知ってますかって、局長に聞いてるんです。知ってたかどうかを聞いてるんです。

（今井会長）

　手向局長。

（事務局：手向副首都推進局長）

　政党間の合意書でありまして、承知していたものではありません。

（今井会長）

　花谷委員。

（花谷委員）

　それだけでいいんですよ。知事が口挟むことは要らない。局長に聞いてる。

（今井会長）

　花谷委員。質問を。

（花谷委員）

　今局長は、知らなかったということです。この密約文書は、報道によれば市長が文案を作成し、知事もその内容に同意していたとのことです。また、密約の署名欄には今井会長のサインがされています。先ほど法定協議会の会長の選任権は知事、市長が持たれているとのことでした。結局、密約にサインした方を会長に選任して、特別区の制度設計の中身がどうであれ、住民投票の実施ありきで知事、市長と会長が結託して、恣意的な協議会運営を強いてきたということです。事務局についても、これまでの不誠実な対応を考えると、この密約ありきだったと不信感を覚えざるを得ません。先ほどから局長は、資料をつくるのも会長の指示だと、その答弁しかしてないじゃないですか。

　ところで、この密約どおりに物事が進まなくなったため、知事、市長が全てを投げ出して、辞職して出直し選挙をされるかもしれないとの報道がなされています。知事、市長がお辞めになるかもしれないという状況で、この協議会を続ける意味はどこにもありません。また、特別区設置の旗振り役だった知事、市長が辞職して、改めて民意を問うというのであれば、特別区の制度設計を行うこの法定協議会も一旦廃止するのが当然だと思います。知事、市長が辞職するときは、当然法定協議会の廃止規約も議会に提案されることになるということでよろしいですか。局長に伺います。

（今井会長）

　手向局長。

（事務局：手向副首都推進局長）

　なかなかお答えしにくいところですが、法規面でいいましたら、法定協議会は府市の両議会の議決を経て設置されているものでございますので、知事、市長がお示しのように仮に辞職されたとしても、法律上、規約が廃止されていない以上、協議会としては残ることになります。この協議会を廃止しようとすれば、新たに議会に提案して廃止するという手続が必要になります。

（今井会長）

　花谷委員。

（花谷委員）

　おかしな話ですね。この協議会は特別区の制度設計を行う場であり、その旗振り役だった知事、市長が投げ出して民意を問い直すというのであれば、協議会を続ける意味はなく、一旦この法定協議会も解散するのが筋です。知事、市長がお辞めになるときは、法定協議会の廃止規約も責任持って議会に提案していただきたいですし、これからまだこの法定協議会を続けるのであれば、知事、市長は、「辞めるの止めた」と言っていただかないと、この法定協議会開く意味はありません。事務局もしっかりとその辺は覚悟していただきたいと思います。

　法定協議会で特別区の設計図を新たにつくるといって、これまで18回に及び法定協議会が開催されてきました。しかし、実は初めから知事、市長と会長が結託して、密約を前提に、住民投票ありきで恣意的に協議会が進められてきたと思います。知事、市長と会長が住民投票ありきでは、初めから結託している状況なんですから、民主的で実のある議論は全く期待できません。これ以上議論を続けても時間と労力の無駄でしかありません。知事、市長ご自身が全てを投げ出し、近々お辞めになるかもしれないという状況でこの協議会を続ける意味はどこにもありません。もう一度言いますけれども、「辞めるの止めた」と言うまで開く必要はありません。

　知事は、さきの衆議院選挙でも、希望の党と野合談合して、自分たちの仲間の議席を守ってまいりました。

（今井会長）

　関係ない話やめてくれ。

（花谷委員）

日ごろ、既成政党は議員の身分にしがみついているとか、密室で談合しているとか、何でもフルオープンにするのが維新だといいながら、全部談合で密室でやってきてるのはあなた方じゃないですか。

（松井委員）

　会長、これ全く違う話なんで、それやったらもう……。

（花谷委員）

そういった思いがありますので、一刻も早くこの協議会を閉じるべきだということを指摘して、質問を終えたいと思います。

（今井会長）

　花谷さんな、僕会長やけどね、あんた、そやけど大阪会議は僕を人物で選んでるわけやから。両方選んでるんやからね。そういう言い方はあかんって。僕はまだ大阪会議も解任されてないから。

　次に、公明、山田委員、お願いいたします。

（山田委員）

　今回、財政調整制度と組織体制に係る資料が示されました。私からは組織体制に係る資料について質疑を行ってまいりたいと思っております。

　この組織体制で大事なところは、中核市をモデルに算出した職員数で、政令指定都市として他都市にいろいろ先駆けて行ってきた大阪市の現在の住民サービスを維持できるのかどうかという点であります。我が会派はこの間、特別区素案に示された部門別職員数で、現在の大阪市の住民サービスを維持できるのか、この点をしっかり検証すべきであると質疑を行ってまいりました。これに対して副首都推進局は、素案で示した部門別職員数はあくまでイメージにすぎないと。また、総数でもって今の大阪市の現員数を上回っているので問題ないという答弁を繰り返すだけで、議論が深まりませんでした。特別区の設置準備期間中に精査したところ、素案の職員数では足りませんでしたというようなことがあってはなりません。この協定書の議論の段階において慎重かつ丁寧な検証が必要であります。

　そのため、昨年４月３日の大都市・税財政特別委員会、昨年４月25日の第10回の協議会において、我が会派から、平成28年に大阪市が４つの特別区になるという一定の仮定を置いた上で、４つの特別区の部門別職員数をそれぞれ積み上げによって算出し、平成28年時点の大阪市の職員数と比較するべきであると指摘をさせていただきました。その指摘から４カ月後の昨年８月24日の第14回の法定協において、事務局から資料が示されましたが、その内容は積み上げたものではなく、やはりイメージにすぎない職員数を示すだけで、相変わらず不誠実な対応でございました。

　そのため、我が会派としては、こんな資料では協議の参考にはならないので、要望した内容を踏まえた資料を提出されるように再度指摘をさせていただきました。そこで、昨年11月12日の第16回の法定協で、知事がこの発言を踏まえて、今井会長から事務局に資料作成の指示があって、昨年12月27日の第17回協議会において、実に最初の指摘から８カ月後になるが、事務局から資料が示されてきたところでございます。今後、今度こそ我が会派が指摘してきたことをしっかりと受けとめていただいて、議論に値する資料となっているのか確認をしていきたいと思います。

　まず、知事は、協議会の議論を引き延ばすために我が会派が資料要求を行っているような発言をされたこともありますけれども、全くそれは違います。我が会派は、大阪市を廃止することが住民生活に多大な影響を及ぼすため、素案で示された特別区制度について真摯な議論を行うために、必要な資料、組織体制や財政調整制度に関する資料の提出を求めているだけであります。議論に必要と考える資料を求めているにもかかわらず、事務局から提出される資料は、我が会派の要望する資料と異なるために、繰り返し繰り返し資料の提出を求めているだけで、何も次から次と新たな資料を要求しているわけではないということは申し上げておきたいと思います。

　会長、ここで資料の配付をお願いしたいと思います。

　今配付させていただいてます資料、前回、年末の協議会で配付された組織体制、また財政調整制度の分と人事室の意見という形の２つあわせてお配りをさせていただいてますが、お配りになられたら、この配付資料の最後から２枚目のところをご確認いただければというふうに思います。

　今回の提出された資料、前回ですね、確認しますと、資料見開きの資料の目的・位置づけの一番上の段落に、「大都市制度（特別区設置）協議会において、特別区の部局別職員数に関して、積み上げにより算定した資料を示すべきとの指摘があったことを踏まえ」と記載されています。この指摘というのは我が会派の指摘を指しているというふうに思いますが、我が会派は何のためにこのような指摘を行っていると事務局は認識されていますか。お答えください。

（今井会長）

　世古口課長。

（事務局：世古口組織体制担当課長）

　お答えいたします。

　委員お示しのご指摘でございますけれども、特別区におきましても現行の行政サービスを維持できるかという観点から、事務事業ごとに必要な職員数を積み上げることにより検証すべきとのご指摘と認識しております。これまでの資料では、イメージとして部の編成と部局別職員数をお示ししたところでございますが、本資料は特別区ごとの具体的な組織機構を示すとともに、人員マネジメントの考え方に沿って、課・事業所別職員数を算定し、原案として位置づけたものであり、協議に資するものとしてご提出をさせていただいたところでございます。

　以上でございます。

（今井会長）

　山田委員。

（山田委員）

　事務局、聞いたことだけ答えていただきたいと思います。組織体制の主要な論点は、中核市モデルを算出したこの職員数でもって現在の大阪市の住民サービスを維持できるか、これを検証する必要があるという点であります。今の資料の見開き真ん中あたりにこう書いてます。「大阪市人事室に意見を求め、その意見も考慮して」と記載をされています。そこで、今日配付した資料、その人事室から出された意見資料でございます。一番最初に戻っていただいて、資料１ページの真ん中あたりに具体的検証ということで３つの類型が示されております。下線を引かせていただきました。「次のような類型当てはまる業務については、４つの特別区に移行した際、分散化により職員数のスケールデメリットが大きく生じたり、区によって業務の偏りが生じたりする恐れがあると考えられる。また、業務によっては、大阪市の特性を十分に考慮する必要があると考えられる」というふうに書かれています。

　まず１つ目の分散化によるスケールデメリットに関する意見について伺いたいと思います。人事室からは、例示的な検証ということではありますが、ずらずらと書かれています。ちょっと読んでいきますと、市会事務局、下線の部分、「この人数では業務執行に支障を来す恐れがあると考えられる」。総務局行政部、ページめくっていただいて、「自治体の人口や規模にかかわらず、一定の業務量が生じるものが多く、それぞれの特別区ごとに、現在と概ね同水準の職員数が必要となる可能性が高いと考えられる」。よって、「この人数では業務執行に支障を来す恐れがあると考えられる」。市民局ダイバーシティ推進室、「それぞれの特別区において現在と概ね同程度の業務量が必要となるため、この人数ではサービス水準の低下を来す恐れがあると考えられる」と。次のページ、都市整備局公共建築部、「この人数では業務執行に支障を来す恐れがあると考えられる」「ノウハウを持った技術職員（建築、機械、電気職）を、特別区ごとに十分に確保することは困難と考えられる」。教育委員会事務局総務部施設整備課、下線の上から読みますけれども、「それぞれの特別区における技術職員は、建築３人、機械０～１人、電気１人程度しか配置されないことになり、この人数では業務執行に支障を来す恐れがあると考えられる」。福祉局生活福祉部保険年金課では、「それぞれの特別区に分散しても、申請等の処理件数の減少に応じて業務負担が軽減される性質のものではなく」「むしろ、局業務については、上で述べたようなスケールメリットが大きく失われるため、この人数では業務執行に支障を来す恐れがあると考えられる」というようなことが書かれております。

　この人事室からの意見について、副首都推進局はこの資料を作成する上でどのように考慮したのか、理由もあわせてお伺いしたいと思います。

（今井会長）

　世古口課長。

（事務局：世古口組織体制担当課長）

　お答えいたします。

　人事室の意見につきましては、職員総数の上乗せが必要と判断される定量的な意見はございませんでしたが、その知見に基づくご意見をいただいたものと受けとめております。今回は考慮されなかった業務の効率化も含め、設置準備期間中に綿密な協議検討を行っていくものと考えております。

　分散化による職員のスケールデメリットが生じるという定性的な意見をいただいておりますが、特別区ごとに自立した新たな自治体として、実在する近隣中核市６市をベースに、中核市権限を上回る事務や、大阪市の特性を反映する加算を行うことにより、各特別区の職員総数を算定していることから、必要な職員総数が確保されているものと考えております。また、各部署につきましても、現在の大阪市の組織別構成比を基本に配分していることから、適正に業務執行できる体制が確保されているものと考えております。

　なお、議会事務局の職員数につきましては、大阪市の組織規模の組織別構成比における議会事務局の構成比が小さいことから、組織別構成比での配分によらず、中核市モデルに含まれている議会事務局の職員数を各特別区の人口規模に応じて配分することとしております。

　以上でございます。

（今井会長）

　山田委員。

（山田委員）

　今のご答弁で重要な点は２つであります。１つ目は、特別区素案において、特別区ごとに必要な職員総数が確保されているということ。もう一つ、議会事務局以外は人事室の意見を考慮していない、無視しているということであります。

　では、この分散化によるスケールデメリットについて具体的にちょっと確認したいと思いますが、昨年、大阪北部地震を受けまして大阪市でも学校のブロック塀や建物について、教育委員会事務局の施設整備課を中心に教育委員会事務局の技術職員が状況を確認し、安全確保に関する措置で走り回っておられました。この教育委員会事務局施設整備課についても、人事室からは、それぞれの特別区における業務遂行や市民サービスの観点から、素案の職員数を危惧する意見があったと思いますけれども、局はこの意見を考慮せず職員数の見直しを行っていません。副首都推進局は、本資料で示された職員数で人事室の懸念は払拭できると認識されているのか。また、専門職の確保についても本当に問題がないと認識されているのかお答えいただけますでしょうか。

（今井会長）

　世古口課長。

（事務局：世古口組織体制担当課長）

　お答えいたします。

　先ほどもお答えさせていただいたところでございますが、特別区ごとに自立した自治体として職員総数を算定していることから、必要な体制は確保されているものと考えております。また、専門職の確保につきましては、設置準備期間中に段階的な前倒し採用を行うこととしており、職種ごとの必要性を精査する中で、人事室の意見の考慮が必要と考えております。

　以上でございます。

（今井会長）

　山田委員。

（山田委員）

　今のご答弁、ものすごく楽観的というか、アバウトと言わざるを得ないです。本当に簡単な例で例えますと、ある部局がありました。事務職２人、技術職２人の４人で構成されてました。これを４つの特別区にこの４人を分散させると、ある区は事務職１人、ある区は技術職１人ということで、これは当然誰が考えてもわかるように業務遂行できません。最低でも、事務、技術、１人、１人で、１区で２人は配置しないと元のような業務はできないと思います。となると、単純でも２人掛ける４区で８人となり、もとの４人の倍になる人員が要るということです。誰が考えても当たり前の話なんですけれども、そういった危惧の意見を、何とかなるやろうみたいな形で無視してるということであります。

　次に２つ目の、区によって業務の偏りが生じるおそれがあるもの、これについて伺いたいと思います。これに関して、配付資料の最後のページを見ていただければと思いますが、前回提出された資料、組織・課別－10ですね、ここに区間再配分ということが記載されています。この前のページの資料見開きの上段２段落目に、「特別区素案でお示しした考え方を踏襲した上で」と記載されておりますけれども、この区間再配分の考え方は、特別区ごとに自立した新たな自治体として制度設計を行っている特別区素案の考え方と大きく異なるものであります。特別区ごとの行政需要が異なるのは当然当たり前です。また、４つの特別区は独立したそれぞれ自治体でありますから、加味しなければならない特性も当然異なってきます。４特別区一律ではありません。素案に記載してるように、特別区ごとに自立した新たな自治体として制度設計するというのであれば、特別区全体の職員総数を固定して、特別区間で配分し直すということではなく、４つの特別区それぞれについて行政需要、特性を反映させるというのが普通じゃないですか。

　今回、区間再配分で市営住宅の例が挙げられております。例えば、市営住宅が多い平野区のある第四区については、第四区の中核市モデル職員数に、市営住宅が多いという四区の特性を加算して職員数を算出する。第一区から第三区においても、市営住宅が多い、少ないという特性があれば、この中核市モデルの職員数から増減して、市営住宅についての特段の特性がなかったら中核市モデルのまま、こういうふうにするのが自然であると思います。

　先ほど確認したように、資料、組織・課別－11のほうを見ていただきますと、特別区素案では、特別区ごとに自立した新たな自治体として制度設計し、例えば第三区は3,160人の職員総数が確保されているので問題ないといいますけれども、今回の資料では横横で区間再配分を用いて、第三区は実に素案よりも25人少ない3,134人の職員総数となっています。つまり素案で確保しているので問題ないという職員、ずっと言っておられるのに、それより25人少ない状態になってるということです。

　このような区間再配分の考え方は、結局４つの特別区全体の職員総数ありきで、特別区ごとの自立した新たな自治体として制度設計するという素案の考え方と明らかに矛盾した今回考え方と思いますが、なぜこの区間再配分という考え方にしたのかお答えいただけますでしょうか。

（今井会長）

　世古口課長。

（事務局：世古口組織体制担当課長）

　お答えいたします。

　委員お示しのとおり、素案における各特別区の職員体制は、特別区ごとに自立した新たな自治体として職員数の算定も含めて制度設計したものでございます。各自治体の独自性や行政需要の差は、人口と高い相関関係にある職員総数の中で包含されているものと考えております。各部署の職員数につきましては、素案でも、今回の原案においても、大阪市の行政需要を反映するため、各特別区とも現在の大阪市の組織別構成比を基本に配分したところでございます。今回、これまでの部局単位の職員数から課・事業所単位の職員数を算定するに当たり、行政需要の差を考慮すべきという人事室の意見を踏まえまして、特別区間の差を反映し配分を行ったものでございます。

　以上でございます。

（今井会長）

　山田委員。

（山田委員）

　人事室の意見の都合のいいところだけ解釈してるような気がするんですけれども、最後にこの３つ目にあります大阪市の特性を十分に考慮する必要があると考えられるという人事室の懸念について伺いたいと思います。

　人事室からは具体例ということで、先ほど配った資料の囲みで※印つけたところですけれども、福祉サービス、公営住宅、税務、教育委員会事務局の４つが挙げられています。この人事室からの意見について、副首都推進局は今回の資料を作成する上でどのように考慮したのか、これも理由もあわせてお答えいただきたいと思います。

（今井会長）

　世古口課長。

（事務局：世古口組織体制担当課長）

　お答えいたします。

　人事室からは、大阪市の特性を十分に反映する必要があると考えられるものとして意見をいただきましたが、素案では、生活保護、保健所、保健福祉センター、教育委員会事務局の学校関連事務につきまして、大阪市の特性を踏まえた職員数の加算を行っているところでございます。それ以外の特性につきましては、人口との高い相関関係に基づき、近隣中核市をベースに算定いたしました職員総数の中で包含されているものと考えております。

　以上でございます。

（今井会長）

　山田委員。

（山田委員）

　結局これも人事室の意見を無視していますよね。これだけ指摘されています福祉サービス、これでは幼児教育の無償化とか子ども医療費助成制度、敬老パスとか発達障がい者支援事業、また公営住宅、大阪市の管理戸数は約11万4,000戸に対して、近隣中核市は平均約4,480戸と、こういう指摘もあります。税務もあります。教育委員会事務局もあります。でも、今のご答弁では、この素案では、生活保護、保健所、保健福祉センター、教育委員会事務局の学校関連事務について、特性を踏まえて行っているから大丈夫と。あとは全体、中核市モデルとして総数に包含されてると。結局これも加算してないということですね。公営住宅も。無視してるということですよ。

　だから、結局これ大阪市という１つの自治体を廃止して、４つの自立した自治体を新たに設置するということを本当に軽く考え過ぎてるんじゃないかというふうに思います。机上の数字で議論をしても本当の姿は見えてきません。やはり実態に即した具体的な数字をもとに、今の大阪市で提供されている住民サービスが特別区になっても本当に維持できるのか検証することが大事であります。我々大阪市民の代表として議会の場に送っていただいておりますから、しっかり市民目線でそういう議論をしていかなければならないと、こういうふうに思っております。だから、市民に説明すべきなのはまさにこういったことでありまして、市民の皆さんに正確な判断をしてもらうためには、丁寧な議論をしっかりとしていかなければならないと考えています。

　資料見開きの一番下の段落、先ほどありました前回の資料ですね。最後から２枚目のところです。「なお、具体の職員配置については、各局との綿密な協議・検討が必要不可欠であることから、設置準備期間中に特別区への移行時期やその時点での事務事業の状況など様々な要素を考慮し、決定していくことを想定している」と記載されています。移行準備期間にその時点の状況を判断するのは当たり前です。しかし、それは抜本的な検討ということではないはずです。結局、微調整にならざるを得ないと思います。我が会派が主張しているのは、素案で示された職員数が今の大阪市の住民サービスを本当に維持できる体制となっているのか検証するためにも、冒頭言いましたように、平成28年度の事務事業が確定しているので、そのときに４つの特別区に分割した場合、今のサービスを維持できるのか、どれぐらいの職員数が必要なのかを、28年のベースでいいので、各特別区の部門ごとに必要な人員を積み上げて職員数を出すべきだということを言ってまいりました。この作業を行えば、あとは時点修正的に検証を行えるはずであります。

　ところが、提案を行ってから８カ月経過しました。あれだけ知事が断言したにもかかわらず、議論に値するような資料が出てきておりません。この後の財政調整制度もしかりでございます。やはりそもそも我が会派が提案するような資料を作成しないのは、今の特別区素案ありきで、素案を修正するつもりが全くないんじゃないかと言わざるを得ません。先ほど来、人員マネジメントという何か聞こえがいい言葉がずっと出てきてますけれども、結局は職員数を固定して、あとは何とでもなるだろうと。だから今回のやりくりもパズルのように、頭をロックしてるから横横で移動する。縦でも移動するとか。本当に机上で数字をいじってるだけです。全然市民目線というところがありません。

　そういう意味では、先ほども言及しましたけれども、松井知事は我が会派が議論をいたずらに引き延ばしてるような、そんな批判されますけれども、議論に必要な資料の提出がないから議論が進んでいないということであります。やはり住民生活に多大な影響を及ぼす事業については、検証のための十分な資料も提出されないまま、あいまいな議論を進めることができません。素案ありきではないはずです。住民サービスの観点、住民目線で、素案が内包するさまざまな問題点を１つずつクリアにしていかなければなりません。そのためにも、お配りしました人事室の今回の意見を重く受けとめるべきであります。

　なお、この意見の最後のページでございます、線を引かせていただきました。「なお、具体例として挙げた業務はあくまでも例示にすぎず、職員数の不足やサービス水準の低下の懸念は、これらの業務に留まるものではない。同類型に当てはまるような他の業務についても同様の懸念が生じ得るものと考えられる」と、こういった記述もあります。職員数を積み上げた結果、素案の職員数が増えることもあれば減ることもあるかもしれません。あると思います。住民サービスの観点、住民目線を最優先に、職員数の検証が必要であります。その結果、職員数の修正が必要ならば素案を見直せばよいというだけであります。今回の資料は、区間再配分。自立した独立した４つのはずやのに、横横でのやりくりをしてしまって、特別区ごとに新たに自治体として制度設計するといったこれまでの素案の考え方を捨ててまで、素案に示している４つの特別区全体の職員総数ありきになってしまっています。素案の検証が必要と指摘しているにもかかわらず、このような状態では前に進めません。これはこの後の財政調整に関わっても同じことが当てはまります。素案の内容や考え方を柔軟に見直しししていくという姿勢がなければならないということを申し上げまして、私からの質疑を終わらせていただきます。

（今井会長）

中村委員ね、ちょっと時間なんで、暫時休憩したいんですがいいですか。時間が３時超えて、一旦休憩したいんです。

ここで暫時休憩いたします。午後３時20分に再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（休　憩）

（今井会長）

　それでは、再開いたしますが、再開する前にご報告申し上げます。

　先ほど花谷委員の質問の中、今日、今、60分質問時間を聞いたということを話がありましたが、事務局に確認しましたところ、１月８日に60分ということを伝えましたということでご連絡ありましたので、ご報告させていただきます。

　それでは、引き続き再開させていただきます。

　中村委員。

（中村委員）

　公明党の中村です。引き続き私から財政調整制度について伺います。

　昨年８月６日の大都市・税財政制度特別委員会、８月24日の第14回本協議会において、我が会派が要求した資料が、昨年12月27日の第17回本協議会でようやく提出されました。資料要求から今回の提出まで４カ月もかかったことをまず申し上げます。

　しかしながら、その中身は、三十数項にわたって全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用と、同じことが記載されているだけであり、何ゆえ全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する必要があるのか、その理由が説明されておりません。

　そもそも特別区素案では、大阪府は、大阪全体の成長などに関わる事務、大阪全体の視点で統一的・広域的な対応が必要な事務を行うと記載されています。今回の資料では、大阪府が当該事務を担う理由として、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としていますが、特別区素案で示す大阪府の事務である大阪全体の成長、大阪全体の視点で統一的・広域的な対応が必要と矛盾しているのではないでしょうか。また、高等学校についても、４－８ページにおいて、「公立高等学校の運営に関して、全特別区の区域を通じた一体性・統一性を確保する観点から、大阪府において一元的に処理することが適当としたところであるため、財政調整制度を適用」と記載されておりますけれども、特別区/大阪府・事務分担（案）、第３回協議会、平成29年９月29日の参考資料における記載内容では、大阪府域全体で適正配置、通学区域が広域、専門的な教育を実施する観点から、広域で実施とされており、矛盾することになります。さらに、第14回本協議会、平成30年８月24日での知事の発言として、広域的な視点で大阪府が責任を持ち、大阪府税で運営するといった内容とも矛盾しているのではないでしょうか。

　我が会派としては、財源についてもきちんと広域と基礎の役割分担を徹底し、大阪全体のための事務には、270万人だけが負担する財政調整財源ではなく、880万人の大阪府民全体が負担する府税で充てるべきであると主張してきたところであります。そのため、財政調整財源を充てる必要があるのかを確認するため、大阪府に移管する事務の一つ一つについて、特別区域では区域内でどのような一体性・統一性が確保されるのか、それによって特別区、特別区民に他の府民と異なるどういうメリットが生じるのかを明らかにした資料を提出していただくよう求めてまいりました。今回提出された資料では、その点についての説明が全くされておりません。丁寧かつ慎重な議論を進めるためにも十分な資料ではないというふうに考えております。資料には疑問点がいっぱいありますが、本日はこういった点を明らかにするため、事務局に確認をさせていただきたいと思います。

　まず、大阪府に移管される事務のうち、法令によって実施する自治体が定められている事務について伺います。昨年末に事務局から提出された資料である大阪府に移管する事務に係る財政調整制度上の取扱いについての４－２ページに記載されている生活保護業務に係る監査事務について確認をします。本事務は、自治体が実施する生活保護の事務が適正になされているかを監査するものであり、政令指定都市権限の事務であります。現在は大阪府が、大阪市、堺市以外の大阪府域の市町村の事務の監査を、大阪市や堺市はみずからの事務の監査を実施しています。特別区/大阪府・事務分担（案）では、特別区設置後は、特別区の事務に対する監査であり、事務の実施主体である特別区から独立した広域において統一的な基準で実施する必要があることから、大阪府に仕分けをされております。このため、特別区が設置された場合には、大阪府が従来の大阪市、堺市以外の市町村の監査と、元大阪市である４つの特別区の監査の両方を担うことになりますが、これらの事務内容について、両者に違いはあるのかどうか伺います。

（今井会長）

　辻本課長。

（事務局：辻本事務事業担当課長）

　生活保護業務に係る監査事務につきましてお答え申し上げます。

　当該監査事務は、現在、大阪市、堺市を除く市町村につきましては大阪府が都道府県事務として行っているのに対し、指定都市については大都市特例事務として独自に行っているところでございます。特別区設置後は、大阪府がこれを引き継ぐ形で、特別区についての監査事務を行うことになります。大阪府として生活保護法第23条に基づく事務を実施するという点では違いはございませんが、特別区については、大都市特例事務として行っていたものを引き継ぐという点において違いがあるということでございます。

（今井会長）

　中村委員。

（中村委員）

　今、大阪市や堺市以外の市町村と特別区での監査事務の内容は同じであるということが確認できましたが、改めての話でありますけれども、本事務は生活保護法に基づく法令事務ですので、当然同じ内容であることは当たり前であります。しかしながら、その財源については、大阪市や堺市以外の市町村への監査事務の経費は府税で、特別区への監査事務の経費は財政調整財源と区別をされております。その理由として、事務局の資料では、全特別区の区域を通じた一体性・統一性の観点から財政調整財源を充てるとのことでありますが、具体的に他の市町村とは異なる全特別区の区域を通じた一体性・統一性の確保を必要なのか、具体的にお伺いします。

（今井会長）

　辻本課長。

（事務局：辻本事務事業担当課長）

　当該事務は、大都市地域における市町村事務として、現在、大阪市が実施しているものでございますけれども、特別区設置後におきましては、特別区ごとに監査を実施するよりも、区域一体的に大阪府において統一的な基準で実施する必要があるものと考えてございます。

　以上でございます。

（今井会長）

　中村委員。

（中村委員）

　ただいまの答弁では、大阪府において統一的な基準で実施することが区域一体的であるということですけれども、それは府域一体的ということであります。我々が求めていることは、４つの特別区域にどういう一体性・統一性の確保が必要なのかということであり、先ほどの答弁でも、大阪府が大阪市、堺市以外の市町村と特別区それぞれに実施する監査事務の内容に違いはないということでありました。

　そのことを踏まえまして、改めてもう一度確認いたしますが、府域一体的ではなく、全特別区の区域を通じた一体性・統一性の確保とは具体的にどういうことか教えてください。

（今井会長）

　辻本課長。

（事務局：辻本事務事業担当課長）

　申しわけございません、ちょっと繰り返しに近くなるかもしれませんけれども、特別区設置後においては、特別区ごとに異なる観点で監査を実施するのではなくて、区域、４つの区域一体的に大阪府において統一的な基準で実施するものであると考えてございます。

（今井会長）

　中村委員。

（中村委員）

　今の答弁全くわかりません。何度聞いても同じ回答しか出てこないような気がしますので、繰り返しになりますけれども、さらなる答弁は求めませんけれども、要は他の市町村とは違う、全特別区の区域の一体性・統一性の確保を図る必要性がないということであります。何度も申し上げますが、本事務は法令事務であり、監査に当たっては厚生労働省の生活保護法施行事務監査実施要綱に基づいて実施されるため、そういう意味では全国どこでも同じであります。特別区内だけでの一体性・統一性の確保という考えは成り立ちません。生活保護事務監査以外にも、潜在保育士の再就職支援やスクールカウンセラー、療育手帳の発行、ＮＰＯ法人の認定など、大阪市を廃止して特別区を設置した場合に、法令上では大阪府が実施しないといけない事務がほかにもたくさんあります。これらの事務の財源についてはきちんと広域と基礎の役割分担を徹底し、財政調整財源を充てないよう特別区素案を修正することを申し上げます。

　次に、大阪府から大阪市に事務処理特例で権限移譲されている事務について伺います。同じく資料４－７ページの医療法人の設立認可等に関する事務について確認いたします。

　本事務は、医療法に基づき、診療所等を運営している医療法人に対する法上の監督、指導、許認可等を行う内容であります。法令上では都道府県権限でありますが、現在、大阪府から大阪市へ事務処理特例として権限移譲がなされております。

　そこで伺います。大阪市が事務処理特例として実施している本事務に係る経費について、大阪府から財源の措置はされているのでしょうか。されている場合は、その根拠は一体何でしょうか。教えてください。

（今井会長）

　芦原課長。

（事務局：芦原財政調整担当課長）

　お答えします。

　ご指摘の許認可事務でございますけれども、医療法で都道府県権限とされた事務でございまして、そのうち大阪府の事務処理特例条例によって権限移譲を受け、大阪市が実施をしているものでございます。

　このように、事務処理特例により府から市町村に権限移譲されている事務につきましては、許認可手数料の収入とあわせまして、大阪版地方分権推進制度実施要綱に基づく事務処理特例交付金が交付されることによりまして、標準的な経費、各市町村独自に充実したり効率化したりすることがございますけれども、そういう意味で標準的と申し上げているわけでございますが、必要な人件費や事務費が賄えるよう、財源措置がされているところでございます。

　以上です。

（今井会長）

　中村委員。

（中村委員）

　医療法人の設立認可等の事務は、法上は都道府県の事務であることから、大阪府にかわって大阪市が事務を実施する場合には、大阪府から府税を原資とした財源が措置される必要があり、ただいまの事務局の答弁も、財源措置がされているとの答弁がありました。しかしながら、本事務について、この資料上では約350万円の一般財源が記載されているわけであります。先ほどの事務局の答弁では、事務処理特例事務については、事務処理特例交付金が交付され、財源が手当てされることでありましたが、実際は大阪府の交付金では賄い切れずに、大阪市の財源が充てられている状態になっています。本協議会は、事務処理特例事務の財源措置のあり方を議論する場ではありませんけれども、大阪府の交付金の金額が低いのか、また大阪市の事業レベルが高いのかには、この場では踏み込みませんけれども、特別区が設置されれば、当該事務は、本来実施権限である都道府県が主体となります。そのような中で、現在、大阪府からの交付金以外に大阪市が捻出して充てている財源を財政調整財源とすることは、これ、市民の皆様の理解は到底得られないことをまず指摘しておきます。

　この矛盾を踏まえた上でお伺いいたしますが、医療法人の設立認可等の事務については、財政調整制度の対象とする考え方として、全特別区の区域を通じた一体性・統一性の確保とありますが、４つの特別区においてどういう一体性・統一性の確保が必要なのか、具体的にお伺いします。

（今井会長）

　辻本課長。

（事務局：辻本事務事業担当課長）

　医療法人が行う事業は、病院、診療所、介護老人保健施設など多岐にわたってございまして、その事業活動の範囲が各特別区の区域を超える場合が多く、全特別区を通じて統一の基準で設立認可等を行う必要がございますことから、大阪府で一元的に実施することとしているところでございます。

（今井会長）

　中村委員。

（中村委員）

　ありがとうございます。全く理解できません。ただいまの答弁も、特別区と大阪府のどちらが処理したほうがいいのか、また効率的であるのかの考え方であります。全特別区域の一体性・統一性の必要性の説明ではありません。許可事務は一般的に全国どこでも同じでありまして、事務局作成の事務分担（案）においても、法人の事業活動範囲が区域を超える場合が多く、府内統一の基準で事務を行う観点から、広域で実施とされております。本事務は、特別区を実施する、しないにかかわらず、医療法に基づいて大阪府が行う事務であり、府税で負担すべきであると思います。

　本事務以外にも、事務処理特例事務で大阪市が捻出している事務として、保安３法の高圧ガス、液化石油ガス、火薬に関する事務があり、これ平成28年度の決算ベースで約5,400万円もあります。現在、大阪市が事務処理特例として処理している事務の財源については、きちんと広域と基礎の役割分担を徹底し、財政調整財源を充てないよう、しっかりと特別区素案を修正することを申し上げます。

　次に、特別区以外の事務について伺います。同じく資料４－19ページの広域的な交通基盤の整備の関西国際空港関連事業（法定）について確認をいたします。まず、本事務の内容について教えてください。

（今井会長）

　辻本課長。

（事務局：辻本事務事業担当課長）

　委員お示しの関西国際空港関連事業（法定）という事務でございますけれども、この事務は、地域の発展に資するインフラである関西国際空港の整備を行う会社に対し、周辺の府県や他の政令指定都市とともに、建設資金等の出資、貸し付けを行っていたというところから、平成24年７月に出資、貸し付けを引き継いだ会社の経営状況を把握するため、株主総会への出席や、貸付金の返済受入れ事務、それから必要に応じ連絡を行うというものでございます。

（今井会長）

　中村委員。

（中村委員）

　ありがとうございました。しかし、当該事務は地方公共団体の事務でありますが、特別区素案では広域的な交通基盤の整備に関する事務であり、市域を超えて検討する事務であるため、広域である大阪府に仕分けられています。

　そこで伺いますが、関西国際空港関連事業（法定）について、財政調整制度の対象とする考え方として、全特別区の区域を通じた一体性・統一性の確保とありますが、４つの特別区においてどういう一体性・統一性の確保が必要なのか、具体的に伺います。

（今井会長）

　辻本課長。

（事務局：辻本事務事業担当課長）

　当該事務につきましては、広域的な交通基盤の整備に関する事務でございまして、各特別区の区域を超えまして大阪府において一体的に対応する必要があると考えてございます。

（今井会長）

　中村委員。

（中村委員）

　ただいまの答弁も私が申し上げた事務分担の考え方と全く同じです。これでは何の１つの議論も深まらない非常に残念な答弁としか言えません。しかしながら、時間もありませんのでここで再確認はいたしませんけれども、特別区の区域を超えた一体性が必要ということは、本事務も全特別区の区域の一体性・統一性の確保を図る必要性がないということであると思います。この特別区域外の関西空港関連の事務については、全特別区の区域を通じた一体性・統一性というものはありません。府税で負担すべきと申し上げます。

　このほかに、特別区域以外の事務として、国連環境計画国際環境技術センターの支援や、本州四国連絡高速道路関係事務など、特別区域外の事務についても同様であります。これらの事務の財源についてはきちんと広域と基礎の役割分担を徹底し、財政調整財源を充てないよう、特別区素案を修正することを申し上げます。

　我が会派としてこの間申し上げてきたことでありますけれども、消防、下水道などの事務は、本来市町村が行うべき事務であることから、基礎自治体である特別区の財源である財政調整財源を充てるのは理解できます。しかしながら、特別区の設置に伴い新たに大阪府が大阪全体の安全・安心、都市づくり、一体性を確保するために実施する広域事務や、大阪全体の視点で統一的・広域的な対応を行う事務については、財政調整財源を充てるべきではないと考える事務、また、少なくとも本当に財政調整財源を充てるべきかどうか真摯に議論しなければならない事務があり、十分な精査が必要であります。

　本日は、時間の関係上、財政調整財源を充てるべきでないと考える事務を中心に質疑を行いましたが、特別区素案における制度設計の考え方として、広域と基礎の役割分担の徹底を掲げるのであれば、その財源についても広域と基礎の役割分担を徹底すべきであると思います。特別区を設置する場合、今と決定的に違うのは、現在示されているだけでも約1,500億円を超える特別区の設置コストが発生し、今よりも市民の負担は確実に重たくなります。また、大阪市の廃止に伴い、大阪府には600億円を超える財源が制度的に移転します。さらに、我が会派が主張するような特別区素案の財政調整制度を修正しても、広域一元化は図られたままで、より基礎自治機能が充実します。

　財源については、広域と基礎の役割分担を徹底していない現在の特別区素案は、例えば本来はみずからが所有する幼稚園、小中学校のエアコンの設置増設、将来発生が確実視される南海トラフ地震に備えて、小中学校の校舎やブロック塀の耐震化に使うべき財源が、高等学校の事務に充てられるということになります。例えば、本来は靱公園などそれぞれの特別区の所管となる住民に身近な公園について、遊具の増設や改修に使うべき財源が、特別区域の府営公園の事務に充てられるということになります。

　このように、現在の特別区素案は、大阪市民、特別区民が本来享受すべき住民サービスに使うべき財源が大阪全体の事務に使われるということであり、市民目線、基礎自治体充実の観点をより重視した制度設計に修正すべきであると思います。引き続き市民目線、基礎自治充実の観点から、徹底的な、また慎重な議論を真摯に行っていくことを申し上げておきたいというふうに思います。

　なお、山田委員が先ほど組織体制、私のほうからは財政調整質疑を踏まえまして、この後、八重樫委員より会派としての総括をさせていただきたいと思います。お願いします。

（今井会長）

　八重樫委員。

（八重樫委員）

　私のほうから、本日の法定協議会の開催についても一言申し上げたいと思います。

　本来、法定協議会は、代表者会議において日程や協議する項目、会議の時間、質疑の方法等を協議調整すると、代表者会議設置規程には書かれてあります。会長が一人で勝手に決定し、通知してもいいとは一言も書かれていない。つまり、本日の法定協議会は、そもそも会長の権限を逸脱して決定し、行われているということを自覚していただきたい。事務局の方々にも、この至極当然のルールを守って運営すべきであることを、今後は会長にも助言し、今回のような事態が二度と起こらないよう猛省を促したいと思います。ましてや、知事が勝手に法定協の開催日を、まるで自分が決められるかのように発言することも、今後控えていただきたい。また、先日来の知事の発言で、今月23日と29日で法定協の取りまとめが終わるような発言がなされていますが、現在の進行状況の中でそうした状況でないことは明らかであり、自分の希望的観測を発言し、法定協の日程が決まって当然といった発言は、今後厳に控えていただきたいと思います。

　私どもが求めている法定協議会での総合区の議論については、２年前、府議会５月議会の総務常任委員会で、私が知事に、法定協議会で総合区についても議論する意義について質問した際、知事はこのように答弁しました。「法定協議会で特別区、総合区を比較しながら、よりよい制度案づくりを進めていくことで、両制度について府民、市民の皆さんの理解が深まっていくものと考えます。総合区についても、さまざまな立場から、そしてさまざまな角度からご議論をいただきたいと考えています」。知事はまさかこのときの答弁をお忘れになられたのでしょうか。法定協は確かに本日第18回を数えましたが、知事はこの法定協議会の中で、先ほどの知事の答弁のように、さまざまな立場から、そしてさまざまな角度から総合区について議論したという認識なのでしょうか。また、特別区との比較をしながら、よりよい制度案づくりを進めていくとの発言も実現してきたと思っておられるのでしょうか。さらに、最も重要な府民、市民の皆さんの理解が深まったとお考えなのでしょうか。

　これまで、この法定協議会では、知事が答弁されたような議論は全く行われておりません。にもかかわらず、法定協をすぐにでも閉じようとされる姿勢は、知事のさきの答弁がかくも軽いものであるということを証明することにほかなりません。法定協議会はこれまでも、また本日も、私どもの大きな懸念である特別区の設置は本当に住民サービスがこれまでと遜色なく遂行できる改革となるのかどうかに全く答えておりません。本日議論している追加資料も、我々が求めて試算していただいたものとは到底言えません。

　我々は住民を代表し、何よりも大切な改革後の姿、つまり大きな財源をかけて知事の言う改革を行ったのに、実はサービスが低下してしまったのではとの住民の素朴な心配がどうなのかを確認しています。つまりこの制度改革は、改革ではなく府民生活の改悪につながらないかを真剣にお聞きしているのです。この点を確認できずに法定協議会での議論を終わりにすることはできません。大阪市をなくし特別区になると何が変わるのか、住民目線でしっかりと、賛成会派も反対会派も合意した上での資料を住民の皆さんにお示しできないようでは、法定協議会の議論を終結することができないことを明言しておきます。

　そういう意味でも、ここからが最も大切な議論が始まると思っており、大阪市の大都市・税財政特別委員会での議論も十分に時間を確保しながら、これまで同様に慎重かつ丁寧な議論ができる法定協議会の開催を継続していくことを今井会長に申し上げ、発言を終わります。

（今井会長）

　続いて、共産、山中委員、お願いいたします。

（山中委員）

　今回の法定協議会の開催については、昨年末、12月27日の代表者会議では十分な合意が得られていたわけではなかったにもかかわらず、いわば会長の職権という形で招集されることになりました。まるで法定協議会の開催は何事にも優先されるかのようなやり方はいかがなものかと思います。ましてや、慎重かつ丁寧な議論という前提があるとはいえ、任期中に住民投票を実施するという密約があったということが、その文書まで公表されて白日のもとにさらされるに及んでは、民主主義のルールなどあったものではないですねと言わざるを得ません。もちろん法定協議会は協定書をつくることが目的だといえば、それはそのとおりですけれども、しかし何回も申し上げているとおり、審議を積み重ねる中で協定書作成に至らないなんてなことは当然あり得るわけで、それが民主主義というものですし、国も、合併協議会に準ずるものであり、合併しないという結論があるように、協定書をつくらないという結論もありだというふうに言っている、そういうものです。それを、法定協を設置した以上、協定書をつくるのが義務であるかのように言い、何が何でも住民投票というのは、私はもってのほかだと思います。これは申し上げておきます。

　それで、今度の資料についてですけれども、まず職員数などの資料ですけれども、これは特に目新しいものはありません。一部、議会事務局の数が40数人から94人に倍以上にも増えていますけれども、そのほかは特別区によって少し増えたところと、逆に減ったところがあるくらいで、何よりも奇妙なことに、議会事務局が50数人も増えているのに、４つの特別区の総数は全く変わらないということです。つまり素案の総数の数字を各区の各部局に割り当てただけで、言われていたような下からの積み上げのような数字ではなくて、逆に上からおろしただけということではないかと思いますが、それはそういう理解でよろしいですか。

（今井会長）

　世古口課長。

（事務局：世古口組織体制担当課長）

　お答えいたします。

　今回の資料は、特別区素案でお示ししました考え方を踏襲し、かつ検討の前提となる人員マネジメントについてお示ししたものでございます。現実の職員配置では、事務事業ごとに想定した業務量や従事人員を定量的に積み上げて、各課、各局の職員配置を決定していくことは行っておらず、また、目標とする職員総数の範囲内で各局の自律的なマネジメントを発揮しつつ、全市的な観点から人的資源の最適配分を追求しながら職員配置が決定されているところでございます。

　これまでの資料では、イメージとして部の編成と部局別職員数をお示ししたところでございますが、本資料は特別区ごとの具体的な組織機構を示すとともに、人員マネジメントの考え方に沿って、課・事業所別の職員数を算定し、原案として位置づけたものであり、協議に資するものとして提出をさせていただいたところでございます。

　以上でございます。

（今井会長）

　山中委員。

（山中委員）

　人事室に指摘されたように、この人数では業務執行に支障を来すおそれがあるよと言われたところで、ここに来て職員総数を増やしてしまえば、財政の数字から庁舎の面積など、素案の数字を大幅に変更しなければいけませんから、気持ちはわからないでもありません。しかし、逆にいうと、結局それは市民ありきではなくて素案ありきの恣意的なものだと言われても仕方がないと思いますが、それはいかがでしょうか。

（今井会長）

　世古口課長。

（事務局：世古口組織体制担当課長）

　お答えいたします。

　特別区素案における職員体制は、特別区ごとに自立した新たな自治体として設計していることから、特別区が担う中核市並みの権限を踏まえまして、近隣中核市６市を参考に、人口と自治体の職員総数との間で見られる高い相関関係から、各特別区の人口に応じた職員数を算定し、さらに中核市権限を上回る事務や大阪市の特性を加算して、各特別区の職員総数を算定したものでございます。この職員総数で、各特別区における住民サービスの維持に必要な体制は確保されているものと考えております。今回の資料は、素案における考え方を踏襲しつつ、現段階で盛り込むことができる内容を検討しましてお示しをしたところでございます。

　以上でございます。

（今井会長）

　山中委員。

（山中委員）

　職員数については、私もいろいろ調べてみましたけれども、釈然としないことはたくさんあります。いずれにしても副首都推進局は、どの問題でも素案を金科玉条のようにして、諸々各委員のあまたの指摘に何ら耳をかそうとしませんでした。今もそうですけれども、素案の説明をとにかくオウム返しにするだけという、そういう状況でしたし、今もそうです。

　それは庁舎の問題にしてもそうでして、現区役所など、市保有庁舎などの空きスペースに職員を詰め込む、いわゆるタコ足庁舎になってしまうよということから、多くの会派が総合庁舎が要るだろうと指摘をされました。我々もそういう立場から、現在の市役所庁舎を活用する第二区以外については、本当に中核市並みになるように執務面積も増やした上で、新たな庁舎建設が必要ということを指摘してきました。この際やっぱりその必要性って認めていただくわけにはいかないでしょうか。

（今井会長）

　松山課長。

（事務局：松山戦略調整担当課長）

　庁舎整備につきましては、既存施設を可能な限り活用するということを前提にした素案に加えまして、法定協議会でのご意見を踏まえ、総合庁舎案や官房庁舎案に関するコスト試算をお示ししたところでございます。これらの資料に基づきまして、庁舎整備の方向性について協議会でご議論いただきたいと考えております。

　以上です。

（今井会長）

　山中委員。

（山中委員）

　だからコスト試算をしたというだけのことで、依然として素案固執ですね。本当に中核市並みということにふさわしい、詰め込みでもタコ足でもない庁舎整備案というものを、これはやっぱり皆さん方の責任で出すべきではないかということを申し上げているわけです。

　区議会議員の定数についても先送りしたままですけれども、以前に資料出させていただきました近隣中核市並みにすれば、一区は51人、二区は64人、三区は61人、四区は55人という、都合231人ということになるという資料を出させていただきました。それで、素案における庁舎面積に反映されている職員定数というのは、現行大阪市会の86で、１人当たりの議場面積は35㎡というふうになっています。近隣中核市平均では１人当たりの議場等の面積は58㎡で、この点でも素案とは大きな違いがあるわけです。区議会議員の定数、１人当たり議場面積も近隣中核市並みにすれば、以前の資料では、素案における議場の面積は、一区は665㎡、これが素案ですが、2,958㎡。2,293㎡増えることになります。二区は広過ぎるほどの議場があるからいいですけれども、三区は同じように差し引き2,733㎡増えなければなりませんし、四区は2,420㎡それぞれ増えることになります。当然ながらこれは庁舎面積、必要面積に反映させなくてはならないと思います。だから、素案における執務室の必要面積についても是正措置をとるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

（今井会長）

　松山課長。

（事務局：松山戦略調整担当課長）

　議員定数につきましては、今後、協議会でのご議論の上決定していただくものでございますため、現時点では仮に現在の大阪市の議員定数でございます86名を用いて試算を行っているところでございます。その際、議会関係施設の必要面積につきましては、平成22年度の地方債同意等基準を用い、議員１人当たり35㎡としております。

　以上です。

（今井会長）

　山中委員。

（山中委員）

　申し上げてるように、近隣中核市並みというふうに言っておられるわけで、議員１人当たりの議場等の面積は平均58㎡なわけです。35㎡でいいわけないと思います。そしたら、議員定数がもし中核市平均と同程度になったら、庁舎面積というのは変更されるんですか。

（今井会長）

　松山課長。

（事務局：松山戦略調整担当課長）

　議員定数につきまして協議会等でご議論いただきました後に、必要面積については十分に考慮させていただくような対応を検討していくものだと思っております。

（今井会長）

　山中委員。

（山中委員）

　それは素案が変わるということになるんですか。

（今井会長）

　手向局長。

（事務局：手向副首都推進局長）

　特別区素案は、あくまでもこの協議会で協定書をつくっていただくための議論のためのたたき台ですので、素案の内容を修正して協定書事項は協定書の中に反映していただくということです。その協定書をもって住民に説明する際にコストを示すという際に、数字として、今は86名が前提の数字になってる部分を、やはりそれは協議会の議論の結果、議員数が増えれば置きかえるべきじゃないかということになれば、それはそういう積算をした上で対応していく必要があるんじゃないかと思っております。

（今井会長）

　山中委員。

（山中委員）

　まさに議論の中で変えていかないといけないものがたくさんあるよということが、ずっと指摘されているんだと思います。あるいは特別区庁舎をどこにするかということも大きな問題だと思います。特別区庁舎の所在地については、素案では、一区は淀川区役所、三区は西成区役所、四区は阿倍野区役所ということになっていますけれども、じゃ、具体的に建設なりあるいは賃借する候補地等については、これは協定書が議決されてから、準備期間中に物色するということで、これも先送りされているわけです。それが、果たしてそれでいいのかということなんですよ。いざというときに、本当に協定書も議決をされて準備に入ったけれども、土地がない、ビルがないということでは話にならないわけです。直ちにやっぱり土地等の目途もつけて、それに伴ったものにつくりかえて再提案すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

（今井会長）

　松山課長。

（事務局：松山戦略調整担当課長）

　庁舎整備につきましては、保有庁舎等執務室面積の精査や具体的な部局ごとの職員数と、それをどの庁舎に配置するか、また庁舎を建設する場合の候補地の抽出など、相互に関連する項目について調整を図りつつ検討することになります。その際には、各部局と緊密に連携し、慎重かつ丁寧に取り組む必要がございますため、設置準備期間中に進めていくことを想定しております。

（今井会長）

　山中委員。

（山中委員）

　結局、ともかく協定書を決めてくださいと。中身は、細かいことは白紙委任ですよと言ってることと同じだというふうに思います。とんでもないというふうに思います。何でこんなことをこだわるかというと、結局、事は素案の実効性に関わる問題だからです。素案が実際に実現可能なのか、それとも絵に描いた餅なのかということです。いずれにしても、この素案は、先ほどからあります府と特別区の事務分担や財政調整制度にしろ、あるいは区の数だとか区割りだとか区の名前だとかにしろ、財産の取扱いにしろ、庁舎問題にしろ、特別区設置コストにしろ、枚挙にいとまがありませんけれども、問題だらけ、欠陥だらけのそしりは免れないというふうに思います。申しわけない言い方ですけれども、ぼろぼろだと思います、この素案は。これ以上この素案に基づいて議論する意味はないと思います。ですから、これからも議論を続けるというのであれば、やっぱりこの素案は一旦撤回して、さまざまな指摘等を反映させた形で出し直すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

（今井会長）

　榎下課長。

（事務局：榎下制度企画担当課長）

　先ほど局長のお答えと同様になりますけれども、特別区素案は、本協議会において特別区設置協定書案を取りまとめていただくため、その議論のたたき台としてお示しをしたものでございます。また、これまで本協議会でいただいたご意見をもとに、議論の参考にしていただくため、財政シミュレーション、あるいは庁舎、組織体制等に関する資料についても作成してお示ししてきたところでございます。本協議会におきまして、特別区素案などをもとにご協議いただき、協議結果をもとに特別区設置協定書案として取りまとめていただくことになるものというふうに考えております。

　以上です。

（今井会長）

　山中委員。

（山中委員）

　だから、あくまでこの素案ありき、絶対に指一本触れないということです。協定書に盛り込まなければいけないとされていることは８項目だけですよね。問題は、その８項目に表れる、その裏にある中身なのではないんですか。協定書に反映されているその中身はこうですという確たるものがなければ、どうにもならないと思います。その中身の部分について、あくまで素案に固執して、どれだけいろんな指摘がされても何らの是正措置もとらないという、そういうことであるならば、もうこの素案に基づいた議論を積み重ねてきたことでもありますし、結論は既に出ているというふうに思います。広域の一元化といっても、基礎自治体本来の仕事を含めて428の事務事業を移管するだけで、個々の事業の予算も権限も増えるわけでもなく、何ら変わるものではない上に、特別区は自主財源の乏しい半人前の自治体にすぎないばかりか、膨大な設置コスト、ランニングコストがかかって、住民サービスは削らざるを得ないわけで、ただただ大阪市を潰すだけというまさに百害あって一利なしだということです。不毛な制度いじりの議論は打ちどめにすべきだというふうに申し上げて、終わらせていただきます。

（今井会長）

　これで本日の質疑は終了いたしました。

　以上をもって本日の協議会は終了となりますが、何かご意見、ご質問ございますか。

　松井委員。

（松井委員）

　先ほど公明党八重樫委員、また自民党からも、今回のこの法定協議会の開催に当たって強引だと、要は代表者会議の合意を得られてないということで、民主主義を冒瀆してるというような話ありますけど、我々は、僕はとにかく委員間協議等々で中身の議論、こういうものをやっぱり世の中の人、大阪市民、府民の皆さんにしっかり伝えていく、そういう責任があると思います。その責任を、委員の皆さん与えられている期間というのをご存じなんでしょうか。これを一番、八重樫委員にもお伺いしたいんです。八重樫委員がこの法定協議会の委員であれる期間っていつまででしょうか。ここにいらっしゃる皆さん、選挙はもう十分余裕で当選するから、これはもう10年、20年議員バッジつけ続けられると、そういう自信をお持ちなのかどうなのかわかりませんけど、僕は、基本的に与えられたのは、選挙から選挙までの期間だと思ってます。議員というのは。その皆さん方の、僕が考える議員の期間というのは、今年の４月までです。この４月までに答えを出さないという選択肢があるというのが、ちょっといかがなものかと思います。それこそ責任放棄、議員としての職務放棄じゃないですか。これ最終的には、新しい制度をつくるかどうかは住民の皆さんが判断すべきなんです。住民の皆さん。その判断の材料すらつくらない。議員の任期をまたいでいつまでも話し合いをして、それでやっていこうと。皆さん方の与えられた期間の中で責任を果たしていく、そういうことをぜひ委員の皆さんにお考えいただきたいと思うし、そのことを再度確認をいただきたいと思います。

　よって、慎重に丁寧な議論ということを公明党の皆さん申し上げられるわけですから、もう僕と吉村市長もできる限りの日程は提案させていただいております。真夜中になろうとも構いません。ですから、慎重で丁寧な議論ということであれば、皆さんの任期中に何度も議論をして、最終的には答えを出すということにご協力をいただきたいと思いますので、次回は23日ということで日程を提案させていただいておりますので、この提案にご賛同いただいて、委員間協議をしていただくことをお願い申し上げます。

（今井会長）

　山下委員。

（山下委員）

　先ほど各会派からも意見が出ましたが、そもそも昨年の12月27日、法定協議会の質疑の予定でしたが、私たちはしたかったのですが、時間の都合上延期になり本日になったわけですが、会長からは代表者会で１月11日に開催したいと述べました。ただ、各会派がその中でばらばらな意見でまとまらない、日程も決まらない状況であったために、誰かがこれをまとめなければいけません。そこで会長が１月11日とまとめたわけですが、どうでしょうか、このまま代表者会を密閉ではなくてオープンで開催をしていただければいいと思います。それを会長に提案させていただきます。

　以上です。

（今井会長）

　花谷委員。

（花谷委員）

　先ほど、今大きなお話があった後につまらん話になるんですけれども、自民党60分というのは伝えたと、８日に伝えたということですけれども、会長名で文書をいただいたものは１時半開会としか書いてありません。代表者会議等々できちんと決めて、丁寧な円滑な会議を進めていく上では、１時半に来いと、その後代表者会議すると、これだけでは不十分だというふうに思っております。改めて60分ということを会長から聞いたことがないということをお伝えしておきます。

（今井会長）

　わかりました。今ご意見いろいろ伺っております。私のほうから今後の協議会の進め方について自分自身の考え方を申し上げたいわけですが、先ほど来出てますように本協議会は平成29年６月に設置されました。それから約１年半が過ぎています。開催回数も18回を数えると。これも事実です。私としては、我々の任期、僕もそうですが、いよいよこの４月いっぱいまでということです。この任期が迫っているということも、これはまぎれもない事実です。こういう中にあって、協定書作成に向けた議論を加速させるということで、熟議は大事です、しかし、スピード感を持って加速させるというふうなことで思っております。したがって、事務局質疑は終了して、次回の法定協議会ではより活発な議論をしたいので、委員間協議に進む必要があるというふうに思ってるわけです。私自身は。ただ、言うまでもなく本協議会の使命というのは何なのかと。特別区設置協定書を作成することであるわけです。これが唯一、ただこれだけです。そのために選任された我々が議論をしなければ、いつまでたっても取りまとめることができないというふうに思っています。

　なお、委員間協議に当たっては、これまでの議論も踏まえながら、協議項目ごとに基本的な方向性を確認するために資料を私から提出いたします。提出をします。それに基づいていろいろ議論していただきたいというように思っております。ただ、詳細についてはこの後の代表者会議で協議いただきたいと、こう思っておりますので、よろしくお願いいたします。

　それでは、本日の協議会はこれをもって終了させていただきます。この後、第３委員会室において代表者会議を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

　お疲れさんでございました。